

地域区分の見直しについて

地域区分の見直しの全体像

<現行>

| | | | | | | |
|----------------|-------------|--|-----|----|----|----|
| 地域割り | | 5 区分 | | | | |
| 上乗せ割合 | | 特別区 | 特甲地 | 甲地 | 乙地 | 丙地 |
| | | 12% | 10% | 6% | 3% | 0% |
| 対象地域 | 官署所在地 | 国家公務員の調整手当支給地域 | | | | |
| | 官署が所在しない地域等 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 上記の対象地域に三方以上囲まれている地域（首都圏、近畿圏内で、市に限る）（※上乗せ割合は、周辺の対象地域の区分を参考とし、独自に設定） ・ 以前官署が存在した地域（※上乗せ割合は、従前の区分と同様） | | | | |
| 対象とする市町村の区域の時期 | | 平成 15 年 4 月 1 日 | | | | |

<見直し後> * 区分名称は仮称

| | | | | | | |
|---|------|------|------|------|------|-----|
| 7 区分 | | | | | | |
| 1 級地 | 2 級地 | 3 級地 | 4 級地 | 5 級地 | 6 級地 | その他 |
| 18% | 15% | 12% | 10% | 6% | 3% | 0% |
| 国家公務員の地域手当支給地域 | | | | | | |
| 上記の | | | | | | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 対象地域に囲まれている地域 ・ 対象となっている複数の地域に隣接している地域 | | | | | | |
| ※上乗せ割合は、隣接する対象地域の区分のうち、低い区分と同様 | | | | | | |
| 平成 24 年 4 月 1 日 | | | | | | |

* 上乗せ割合が変動する地域については、平成 24 年度～26 年度にかけて、引き上がる（下がる）分の上乗せ割合を、毎年度「1 / 4」ずつ段階的に引き上げ（下げ）、平成 27 年度から完全施行。

* 児童デイサービスから児童発達支援等への移行に係る上乗せ割合の変動についても、同様の経過措置を講じる。

* 障害児の地域区分については見直しを行わない。

〔1単位単価の見直しに当たっての経過措置〕【平成24年度から26年度】

＜平成24年度＞ 17区分

| | 特別区→1級地 | 特甲地→2級地 | 特甲地→3級地 | 特甲地→4級地 | 特甲地→5級地 | 甲地→3級地 | 甲地→4級地 | 甲地→5級地 | 甲地→6級地 | 乙地→4級地 | 乙地→5級地 | 乙地→6級地 | 丙地→4級地 | 乙地→その他 | 丙地→5級地 | 丙地→6級地 | 丙地→その他 |
|-------------|---------|---------|---------|---------|---------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| | 13.5% | 11.25% | 10.5% | 10% | 9% | 7.5% | 7% | 6% | 5.25% | 4.75% | 3.75% | 3% | 2.5% | 2.25% | 1.5% | 0.75% | 0% |
| 居宅介護 | 10.81円 | 10.68円 | 10.63円 | 10.60円 | 10.54円 | 10.45円 | 10.42円 | 10.36円 | 10.32円 | 10.29円 | 10.23円 | 10.18円 | 10.15円 | 10.14円 | 10.09円 | 10.05円 | 10円 |
| 重度訪問介護 | 10.81円 | 10.68円 | 10.63円 | 10.60円 | 10.54円 | 10.45円 | 10.42円 | 10.36円 | 10.32円 | 10.29円 | 10.23円 | 10.18円 | 10.15円 | 10.14円 | 10.09円 | 10.05円 | 10円 |
| 同行援護 | 10.81円 | 10.68円 | 10.63円 | 10.60円 | 10.54円 | 10.45円 | 10.42円 | 10.36円 | 10.32円 | 10.29円 | 10.23円 | 10.18円 | 10.15円 | 10.14円 | 10.09円 | 10.05円 | 10円 |
| 行動援護 | 10.81円 | 10.68円 | 10.63円 | 10.60円 | 10.54円 | 10.45円 | 10.42円 | 10.36円 | 10.32円 | 10.29円 | 10.23円 | 10.18円 | 10.15円 | 10.14円 | 10.09円 | 10.05円 | 10円 |
| 療養介護 | 10円 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 生活介護 | 10.82円 | 10.69円 | 10.64円 | 10.61円 | 10.55円 | 10.46円 | 10.43円 | 10.37円 | 10.32円 | 10.29円 | 10.23円 | 10.18円 | 10.15円 | 10.14円 | 10.09円 | 10.05円 | 10円 |
| 児童デイサービス | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 短期入所 | 10.81円 | 10.68円 | 10.63円 | 10.60円 | 10.54円 | 10.45円 | 10.42円 | 10.36円 | 10.32円 | 10.29円 | 10.23円 | 10.18円 | 10.15円 | 10.14円 | 10.09円 | 10.05円 | 10円 |
| 重度障害者等包括支援 | 10.81円 | 10.68円 | 10.63円 | 10.60円 | 10.54円 | 10.45円 | 10.42円 | 10.36円 | 10.32円 | 10.29円 | 10.23円 | 10.18円 | 10.15円 | 10.14円 | 10.09円 | 10.05円 | 10円 |
| 共同生活介護 | 11.09円 | 10.91円 | 10.85円 | 10.81円 | 10.73円 | 10.61円 | 10.57円 | 10.49円 | 10.43円 | 10.38円 | 10.30円 | 10.24円 | 10.20円 | 10.18円 | 10.12円 | 10.06円 | 10円 |
| 施設入所支援 | 10.89円 | 10.74円 | 10.69円 | 10.66円 | 10.59円 | 10.50円 | 10.46円 | 10.40円 | 10.35円 | 10.31円 | 10.25円 | 10.20円 | 10.17円 | 10.15円 | 10.10円 | 10.05円 | 10円 |
| 自立訓練(機能訓練) | 10.80円 | 10.66円 | 10.62円 | 10.59円 | 10.53円 | 10.44円 | 10.41円 | 10.35円 | 10.31円 | 10.28円 | 10.22円 | 10.18円 | 10.15円 | 10.13円 | 10.09円 | 10.04円 | 10円 |
| 自立訓練(生活訓練) | 10.80円 | 10.66円 | 10.62円 | 10.59円 | 10.53円 | 10.44円 | 10.41円 | 10.35円 | 10.31円 | 10.28円 | 10.22円 | 10.18円 | 10.15円 | 10.13円 | 10.09円 | 10.04円 | 10円 |
| 就労移行支援 | 10.80円 | 10.66円 | 10.62円 | 10.59円 | 10.53円 | 10.44円 | 10.41円 | 10.35円 | 10.31円 | 10.28円 | 10.22円 | 10.18円 | 10.15円 | 10.13円 | 10.09円 | 10.04円 | 10円 |
| 就労継続支援A型 | 10.77円 | 10.64円 | 10.60円 | 10.57円 | 10.51円 | 10.43円 | 10.40円 | 10.34円 | 10.30円 | 10.27円 | 10.21円 | 10.17円 | 10.14円 | 10.13円 | 10.09円 | 10.04円 | 10円 |
| 就労継続支援B型 | 10.77円 | 10.64円 | 10.60円 | 10.57円 | 10.51円 | 10.43円 | 10.40円 | 10.34円 | 10.30円 | 10.27円 | 10.21円 | 10.17円 | 10.14円 | 10.13円 | 10.09円 | 10.04円 | 10円 |
| 共同生活援助 | 11.08円 | 10.90円 | 10.84円 | 10.80円 | 10.72円 | 10.60円 | 10.56円 | 10.48円 | 10.42円 | 10.38円 | 10.30円 | 10.24円 | 10.20円 | 10.18円 | 10.12円 | 10.06円 | 10円 |
| 旧身体障害者更生施設 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 旧身体障害者療護施設 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 旧身体障害者入所授産施 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 旧身体障害者通所授産施 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 旧知的障害者入所更生施 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 旧知的障害者通所更生施 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 旧知的障害者授産施設 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 旧知的障害者通勤寮 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 計画相談支援 | 10.81円 | 10.68円 | 10.63円 | 10.60円 | 10.54円 | 10.45円 | 10.42円 | 10.36円 | 10.32円 | 10.29円 | 10.23円 | 10.18円 | 10.15円 | 10.14円 | 10.09円 | 10.05円 | 10円 |
| 地域相談支援 | 10.81円 | 10.68円 | 10.63円 | 10.60円 | 10.54円 | 10.45円 | 10.42円 | 10.36円 | 10.32円 | 10.29円 | 10.23円 | 10.18円 | 10.15円 | 10.14円 | 10.09円 | 10.05円 | 10円 |

* P52 から 54 の表の見方
P55・56 の表を見て、〔現行の地域区分〕 〔見直し後の最終的な地域区分〕
丙地（0%） → 6級地（3%）
の市町村の場合、「丙地→6級地」の欄が、当該年度の各障害福祉サービス報酬の1単位単価。

<平成25年度> 14区分

| | 特別区→1級地 | 特甲地→2級地 | 特甲地→3級地 | 特甲地→4級地 | 甲地→3級地 乙地→2級地 | 特甲地→5級地 甲地→4級地 | 乙地→3級地 丙地→2級地 | 乙地→4級地 | 甲地→5級地 丙地→3級地 | 丙地→4級地 | 甲地→6級地 乙地→5級地 | 乙地→6級地 丙地→5級地 | 乙地→その他 丙地→6級地 | 丙地→その他 |
|--------------|---|---------|---------|---------|------------------|-------------------|------------------|--------|------------------|--------|------------------|------------------|------------------|--------|
| | 15% | 12.5% | 11% | 10% | 9% | 8% | 7.5% | 6.5% | 6% | 5% | 4.5% | 3% | 1.5% | 0% |
| 居宅介護 | 10.90円 | 10.75円 | 10.66円 | 10.60円 | 10.54円 | 10.48円 | 10.45円 | 10.39円 | 10.36円 | 10.30円 | 10.27円 | 10.18円 | 10.09円 | 10円 |
| 重度訪問介護 | 10.90円 | 10.75円 | 10.66円 | 10.60円 | 10.54円 | 10.48円 | 10.45円 | 10.39円 | 10.36円 | 10.30円 | 10.27円 | 10.18円 | 10.09円 | 10円 |
| 同行援護 | 10.90円 | 10.75円 | 10.66円 | 10.60円 | 10.54円 | 10.48円 | 10.45円 | 10.39円 | 10.36円 | 10.30円 | 10.27円 | 10.18円 | 10.09円 | 10円 |
| 行動援護 | 10.90円 | 10.75円 | 10.66円 | 10.60円 | 10.54円 | 10.48円 | 10.45円 | 10.39円 | 10.36円 | 10.30円 | 10.27円 | 10.18円 | 10.09円 | 10円 |
| 療養介護 | 10円 | | | | | | | | | | | | | |
| 生活介護 | 10.92円 | 10.76円 | 10.67円 | 10.61円 | 10.55円 | 10.49円 | 10.46円 | 10.40円 | 10.37円 | 10.31円 | 10.27円 | 10.18円 | 10.09円 | 10円 |
| 児童デイサービス | 10円 | | | | | | | | | | | | | |
| 短期入所 | 10.90円 | 10.75円 | 10.66円 | 10.60円 | 10.54円 | 10.48円 | 10.45円 | 10.39円 | 10.36円 | 10.30円 | 10.27円 | 10.18円 | 10.09円 | 10円 |
| 重度障害者等包括支援 | 10.90円 | 10.75円 | 10.66円 | 10.60円 | 10.54円 | 10.48円 | 10.45円 | 10.39円 | 10.36円 | 10.30円 | 10.27円 | 10.18円 | 10.09円 | 10円 |
| 共同生活介護 | 11.22円 | 11.01円 | 10.89円 | 10.81円 | 10.73円 | 10.65円 | 10.61円 | 10.53円 | 10.49円 | 10.41円 | 10.36円 | 10.24円 | 10.12円 | 10円 |
| 施設入所支援 | 10.99円 | 10.83円 | 10.73円 | 10.66円 | 10.59円 | 10.53円 | 10.50円 | 10.43円 | 10.40円 | 10.33円 | 10.30円 | 10.20円 | 10.10円 | 10円 |
| 自立訓練(機能訓練) | 10.89円 | 10.74円 | 10.65円 | 10.59円 | 10.53円 | 10.47円 | 10.44円 | 10.38円 | 10.35円 | 10.30円 | 10.27円 | 10.18円 | 10.09円 | 10円 |
| 自立訓練(生活訓練) | 10.89円 | 10.74円 | 10.65円 | 10.59円 | 10.53円 | 10.47円 | 10.44円 | 10.38円 | 10.35円 | 10.30円 | 10.27円 | 10.18円 | 10.09円 | 10円 |
| 就労移行支援 | 10.89円 | 10.74円 | 10.65円 | 10.59円 | 10.53円 | 10.47円 | 10.44円 | 10.38円 | 10.35円 | 10.30円 | 10.27円 | 10.18円 | 10.09円 | 10円 |
| 就労継続支援A型 | 10.86円 | 10.71円 | 10.63円 | 10.57円 | 10.51円 | 10.46円 | 10.43円 | 10.37円 | 10.34円 | 10.29円 | 10.26円 | 10.17円 | 10.09円 | 10円 |
| 就労継続支援B型 | 10.86円 | 10.71円 | 10.63円 | 10.57円 | 10.51円 | 10.46円 | 10.43円 | 10.37円 | 10.34円 | 10.29円 | 10.26円 | 10.17円 | 10.09円 | 10円 |
| 共同生活援助 | 11.20円 | 11.00円 | 10.88円 | 10.80円 | 10.72円 | 10.64円 | 10.60円 | 10.52円 | 10.48円 | 10.40円 | 10.36円 | 10.24円 | 10.12円 | 10円 |
| 旧身体障害者更生施設 | (この区分は、平成25年度より廃止されるため、平成24年度までの実績を示す。) | | | | | | | | | | | | | |
| 旧身体障害者療護施設 | | | | | | | | | | | | | | |
| 旧身体障害者入所授産施設 | | | | | | | | | | | | | | |
| 旧身体障害者通所授産施設 | | | | | | | | | | | | | | |
| 旧知的障害者入所更生施設 | | | | | | | | | | | | | | |
| 旧知的障害者通所更生施設 | | | | | | | | | | | | | | |
| 旧知的障害者授産施設 | | | | | | | | | | | | | | |
| 旧知的障害者通勤寮 | | | | | | | | | | | | | | |
| 計画相談支援 | 10.90円 | 10.75円 | 10.66円 | 10.60円 | 10.54円 | 10.48円 | 10.45円 | 10.39円 | 10.36円 | 10.30円 | 10.27円 | 10.18円 | 10.09円 | 10円 |
| 地域相談支援 | 10.90円 | 10.75円 | 10.66円 | 10.60円 | 10.54円 | 10.48円 | 10.45円 | 10.39円 | 10.36円 | 10.30円 | 10.27円 | 10.18円 | 10.09円 | 10円 |

<平成26年度> 20区分

| | 特別区→1級地 | 特甲地→2級地 | 乙地→2級地 | 特甲地→3級地 | 丙地→2級地 | 甲地→3級地 | 特甲地→4級地 | 乙地→3級地 | 甲地→4級地 丙地→3級地 | 乙地→4級地 | 丙地→4級地 | 特甲地→5級地 | 甲地→5級地 | 乙地→5級地 | 丙地→5級地 | 甲地→6級地 | 乙地→6級地 | 丙地→6級地 | 乙地→その他 | 丙地→その他 |
|--------------|---------|---------|--------|---------|--------|--------|---------|--------|------------------|--------|--------|---------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| | 16.5% | 13.75% | 12% | 11.5% | 11.25% | 10.5% | 10% | 9.75% | 9% | 8.25% | 7.5% | 7% | 6% | 5.25% | 4.5% | 3.75% | 3% | 2.25% | 0.75% | 0% |
| 居宅介護 | 10.99円 | 10.83円 | 10.72円 | 10.69円 | 10.68円 | 10.63円 | 10.60円 | 10.59円 | 10.54円 | 10.50円 | 10.45円 | 10.42円 | 10.36円 | 10.32円 | 10.27円 | 10.23円 | 10.18円 | 10.14円 | 10.05円 | 10円 |
| 重度訪問介護 | 10.99円 | 10.83円 | 10.72円 | 10.69円 | 10.68円 | 10.63円 | 10.60円 | 10.59円 | 10.54円 | 10.50円 | 10.45円 | 10.42円 | 10.36円 | 10.32円 | 10.27円 | 10.23円 | 10.18円 | 10.14円 | 10.05円 | 10円 |
| 同行援護 | 10.99円 | 10.83円 | 10.72円 | 10.69円 | 10.68円 | 10.63円 | 10.60円 | 10.59円 | 10.54円 | 10.50円 | 10.45円 | 10.42円 | 10.36円 | 10.32円 | 10.27円 | 10.23円 | 10.18円 | 10.14円 | 10.05円 | 10円 |
| 行動援護 | 10.99円 | 10.83円 | 10.72円 | 10.69円 | 10.68円 | 10.63円 | 10.60円 | 10.59円 | 10.54円 | 10.50円 | 10.45円 | 10.42円 | 10.36円 | 10.32円 | 10.27円 | 10.23円 | 10.18円 | 10.14円 | 10.05円 | 10円 |
| 療養介護 | 10円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 生活介護 | 11.01円 | 10.84円 | 10.73円 | 10.70円 | 10.69円 | 10.64円 | 10.61円 | 10.59円 | 10.55円 | 10.50円 | 10.46円 | 10.43円 | 10.37円 | 10.32円 | 10.27円 | 10.23円 | 10.18円 | 10.14円 | 10.05円 | 10円 |
| 児童デイサービス | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 短期入所 | 10.99円 | 10.83円 | 10.72円 | 10.69円 | 10.68円 | 10.63円 | 10.60円 | 10.59円 | 10.54円 | 10.50円 | 10.45円 | 10.42円 | 10.36円 | 10.32円 | 10.27円 | 10.23円 | 10.18円 | 10.14円 | 10.05円 | 10円 |
| 重度障害者等包括支援 | 10.99円 | 10.83円 | 10.72円 | 10.69円 | 10.68円 | 10.63円 | 10.60円 | 10.59円 | 10.54円 | 10.50円 | 10.45円 | 10.42円 | 10.36円 | 10.32円 | 10.27円 | 10.23円 | 10.18円 | 10.14円 | 10.05円 | 10円 |
| 共同生活介護 | 11.34円 | 11.11円 | 10.97円 | 10.93円 | 10.91円 | 10.85円 | 10.81円 | 10.79円 | 10.73円 | 10.67円 | 10.61円 | 10.57円 | 10.49円 | 10.43円 | 10.36円 | 10.30円 | 10.24円 | 10.18円 | 10.06円 | 10円 |
| 施設入所支援 | 11.09円 | 10.91円 | 10.79円 | 10.76円 | 10.74円 | 10.69円 | 10.66円 | 10.64円 | 10.59円 | 10.54円 | 10.50円 | 10.46円 | 10.40円 | 10.35円 | 10.30円 | 10.25円 | 10.20円 | 10.15円 | 10.05円 | 10円 |
| 自立訓練(機能訓練) | 10.97円 | 10.81円 | 10.71円 | 10.68円 | 10.66円 | 10.62円 | 10.59円 | 10.58円 | 10.53円 | 10.49円 | 10.44円 | 10.41円 | 10.35円 | 10.31円 | 10.27円 | 10.22円 | 10.18円 | 10.13円 | 10.04円 | 10円 |
| 自立訓練(生活訓練) | 10.97円 | 10.81円 | 10.71円 | 10.68円 | 10.66円 | 10.62円 | 10.59円 | 10.58円 | 10.53円 | 10.49円 | 10.44円 | 10.41円 | 10.35円 | 10.31円 | 10.27円 | 10.22円 | 10.18円 | 10.13円 | 10.04円 | 10円 |
| 就労移行支援 | 10.97円 | 10.81円 | 10.71円 | 10.68円 | 10.66円 | 10.62円 | 10.59円 | 10.58円 | 10.53円 | 10.49円 | 10.44円 | 10.41円 | 10.35円 | 10.31円 | 10.27円 | 10.22円 | 10.18円 | 10.13円 | 10.04円 | 10円 |
| 就労継続支援A型 | 10.94円 | 10.78円 | 10.68円 | 10.66円 | 10.64円 | 10.60円 | 10.57円 | 10.56円 | 10.51円 | 10.47円 | 10.43円 | 10.40円 | 10.34円 | 10.30円 | 10.26円 | 10.21円 | 10.17円 | 10.13円 | 10.04円 | 10円 |
| 就労継続支援B型 | 10.94円 | 10.78円 | 10.68円 | 10.66円 | 10.64円 | 10.60円 | 10.57円 | 10.56円 | 10.51円 | 10.47円 | 10.43円 | 10.40円 | 10.34円 | 10.30円 | 10.26円 | 10.21円 | 10.17円 | 10.13円 | 10.04円 | 10円 |
| 共同生活援助 | 11.32円 | 11.10円 | 10.96円 | 10.92円 | 10.90円 | 10.84円 | 10.80円 | 10.78円 | 10.72円 | 10.66円 | 10.60円 | 10.56円 | 10.48円 | 10.42円 | 10.36円 | 10.30円 | 10.24円 | 10.18円 | 10.06円 | 10円 |
| 旧身体障害者更生施設 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 旧身体障害者療護施設 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 旧身体障害者入所授産施設 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 旧身体障害者通所授産施設 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 旧知的障害者入所更生施設 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 旧知的障害者通所更生施設 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 旧知的障害者授産施設 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 旧知的障害者通勤寮 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 計画相談支援 | 10.99円 | 10.83円 | 10.72円 | 10.69円 | 10.68円 | 10.63円 | 10.60円 | 10.59円 | 10.54円 | 10.50円 | 10.45円 | 10.42円 | 10.36円 | 10.32円 | 10.27円 | 10.23円 | 10.18円 | 10.14円 | 10.05円 | 10円 |
| 地域相談支援 | 10.99円 | 10.83円 | 10.72円 | 10.69円 | 10.68円 | 10.63円 | 10.60円 | 10.59円 | 10.54円 | 10.50円 | 10.45円 | 10.42円 | 10.36円 | 10.32円 | 10.27円 | 10.23円 | 10.18円 | 10.14円 | 10.05円 | 10円 |

●現行の地域区分と見直し後の最終的な地域区分を適用する対象地域の比較

〔官署所在地〕

| | | 見直し後の最終的な地域区分 | | | | | | |
|---------|--------------|---------------|--|--|---|---|--|------------------------|
| | | 1級地 (18%) | 2級地 (15%) | 3級地 (12%) | 4級地 (10%) | 5級地 (6%) | 6級地 (3%) | その他 (0%) |
| 現行の地域区分 | 特別区 (12%) | 特別区 | | | | | | |
| | 特甲地 (10%) | | 東京都 武蔵野市、町田市、国分寺市、国立市、狛江市、多摩市、稲城市、西東京市 神奈川県 鎌倉市 大阪府 大阪市、守口市 兵庫県 芦屋市 | 東京都 八王子市、立川市、府中市、調布市、横滨市、川崎市 神奈川県 名古屋市 大阪府 高槻市、吹田市、寝屋川市、箕面市 兵庫県 西宮市、宝塚市 | 東京都 三鷹市 神奈川県 横須賀市 京都府 京都市 大阪府 堺市、東大阪市、豊中市、池田市、枚方市、茨木市、八尾市 兵庫県 神戸市、尼崎市 | 大阪府 岸和田市 | | |
| | 甲地 (6%) | | | 埼玉県 さいたま市 大阪府 高石市 | 千葉県 千葉市 福岡県 福岡市 | 神奈川県 葉山町 大阪府 泉大津市、貝塚市、和泉市 兵庫県 伊丹市 | 福岡県 北九州市 | |
| | 乙地 (3%) | | 埼玉県 和光市 東京都 福生市、清瀬市 神奈川県 厚木市 大阪府 門真市 | 茨城県 つくば市 埼玉県 志木市 千葉県 船橋市、浦安市 東京都 昭島市、小平市、日野市 神奈川県 海老名市 | 千葉県 市川市、松戸市、四街道市 東京都 青梅市、東村山市、あきる野市 神奈川県 相模原市、藤沢市、茅ヶ崎市、大和市 滋賀県 大津市 奈良県 奈良市、大和郡山市 広島県 広島市 | 宮城県 仙台市 埼玉県 川越市、川口市、所沢市、越谷市、戸田市、朝霞市 千葉県 柏市 神奈川県 平塚市 静岡県 静岡市 京都府 宇治市 大阪府 羽曳野市、藤井寺市 | 北海道 札幌市 埼玉県 草加市 東京都 武蔵村山市 神奈川県 小田原市、三浦市 愛知県 岡崎市 京都府 向日市 大阪府 柏原市、四條畷市、交野市 兵庫県 姫路市、明石市 和歌山県 和歌山市 岡山県 岡山市 長崎県 長崎市 | |
| | 丙地 (0%) | | 茨城県 取手市 千葉県 成田市、印西市 | 千葉県 袖ヶ浦市 愛知県 刈谷市、豊田市 奈良県 天理市 | 茨城県 水戸市、土浦市、守谷市 埼玉県 鶴ヶ島市 千葉県 富津市 愛知県 豊明市 三重県 鈴鹿市 滋賀県 草津市 | 茨城県 日立市、古河市、牛久市、ひたちなか市 栃木県 宇都宮市 埼玉県 行田市、飯能市、加須市、東松山市、入間市、三郷市 千葉県 茂原市、佐倉市、市原市、白井市 神奈川県 秦野市 山梨県 甲府市 静岡県 沼津市、御殿場市 愛知県 瀬戸市、碧南市、西尾市、大府市、知多市 三重県 津市、四日市市 滋賀県 守山市、栗東市 京都府 津市、四日市市 大阪府 河内長野市 兵庫県 三田市 奈良県 大和高田市、橿原市 | 宮城県 名取市、多賀城市 茨城県 龍ヶ崎市、筑西市 栃木県 鹿沼市、小山市、大田原市 群馬県 前橋市、高崎市、太田市 埼玉県 熊谷市、春日部市、鴻巣市、坂戸市、鳩山町、杉戸町 千葉県 野田市、東金市、流山市、八街市、酒々井町、栄町 富山県 富山市 石川県 金沢市 福井県 福井市 長野県 長野市、松本市、諏訪市 岐阜県 岐阜市、大垣市、多治見市、美濃加茂市 静岡県 浜松市、三島市、富士宮市、富士市、磐田市 愛知県 焼津市、掛川市、袋井市 豊橋市、一宮市、半田市、春日井市、津島市、安城市、犬山市、江南市、小牧市、稲沢市、東海市、知立市、愛西市、弥富市、みよし市、豊山町 三重県 桑名市、名張市、伊賀市 滋賀県 彦根市、長浜市 京都府 木津川市 大阪府 泉南市、阪南市、熊取町、田尻町、太子町 兵庫県 加古川市、三木市 奈良県 桜井市、香芝市、宇陀市、斑鳩町、王寺町 和歌山県 橋本市 広島県 廿日市市、海田町、坂町 山口県 周南市 香川県 高松市 福岡県 筑紫野市、春日市、太宰府市、糸島市、福津市、宇美町、粕屋町 | すべての都道府県の1級地から6級地以外の地域 |

* 地域区分を適用する市町村の区域については、平成15年4月2日から24年4月1日の間に、市町村合併により、A市にB町が編入してA市になった場合や、A市とB市の合併によりC市を新設した場合等は、平成24年4月1日時点の合併後の市町村の区域を基準として表を見る。

* 市町村合併等を踏まえ、今後変更があり得る。

[官署が所在しない地域等]

| | | 見直し後の最終的な地域区分 | | | | | | |
|---------|--------------|---------------|--------------|--------------|---|--|--|---|
| | | 1級地 (18%) | 2級地 (15%) | 3級地 (12%) | 4級地 (10%) | 5級地 (6%) | 6級地 (3%) | その他 (0%) |
| 現行の地域区分 | 特別区 (12%) | | | | | | | |
| | 特甲地 (10%) | | | | 東京都 小金井市 | 神奈川県 逗子市 大阪府 忠岡町 | | |
| | 甲地 (6%) | | | | | | | |
| | 乙地 (3%) | | | | 千葉県 習志野市 東京都 東久留米市 神奈川県 座間市、綾瀬市 大阪府 摂津市、大東市 広島県 府中町 | 埼玉県 蕨市、富士見市、新座市、三芳町、狭山市、ふじみ野市 千葉県 八千代市 神奈川県 伊勢原市、寒川町 大阪府 松原市 兵庫県 川西市 | 東京都 東大和市 京都府 長岡京市 奈良県 生駒市 福岡県 飯塚市 | 北海道 小樽市 静岡県 熱海市、伊東市 山口県 下関市 福岡県 久留米市 |
| | 丙地 (0%) | | | | 茨城県 石岡市 東京都 羽村市、日の出町、檜原村 神奈川県 愛川町 大阪府 島本町 奈良県 川西町 | 茨城県 那珂市、東海村、阿見町、大洗町 埼玉県 羽生市 千葉県 我孫子市、鎌ヶ谷市、長柄町、長南町、木更津市、君津市 東京都 奥多摩町 神奈川県 清川村、山北町 愛知県 尾張旭市、長久手町 滋賀県 野洲市 京都府 南丹市、久御山町、八幡市、城陽市、宇治田原町 大阪府 豊能町、千早赤阪村、大阪狭山市 兵庫県 猪名川町 奈良県 御所市 | 宮城県 利府町、七ヶ浜町、村田町 茨城県 稲敷市、河内町、利根町、つくばみらい市、常総市、坂東市、境町、五霞町、下妻市、八千代町、結城市、桜川市 栃木県 日光市、さくら市、壬生町、下野市、栃木市、真岡市、野木町 群馬県 伊勢崎市、玉村町、大泉町、千代田町、渋川市、榛東村、桐生市、みどり市 埼玉県 嵐山町、清川町、幸手市、宮代町、白岡町、蓮田市、松伏町、吉川市、八潮市、川島町、吉見町、日高市、毛呂山町、越生町、ときがわ町、深谷市、桶川市 千葉県 大網白里町、山武市、富里市 東京都 瑞穂町 神奈川県 中井町、大井町、二宮町、箱根町 富山県 南砺市 山梨県 身延町、南部町、富士河口湖町 長野県 大町市、筑北村、上田市、下諏訪町、岡谷市、飯田市、伊那市 岐阜県 坂祝町、関市、可児市、土岐市、各務原市、笠松町、羽島市、海津市、瑞穂市、高山市、岐南町 静岡県 小山町、裾野市、島田市、長泉町、清水町、川根本町、藤枝市、森町、湖西市、函南町 愛知県 扶桑町、大口町、岩倉市、北名古屋市、清須市、あま市、蟹江町、日進市、東郷町、東浦町、阿久比町、常滑市、新城市、豊川市、幸田町、高浜市、蒲郡市、飛島村 三重県 いなべ市、東員町、朝日町、川越町、亀山市、木曽岬町 滋賀県 米原市、多賀町、高島市、甲賀市 京都府 井手町、精華町、笠置町、南山城村 大阪府 岬町、河南町 兵庫県 加西市、加東市、小野市、高砂市、稲美町、播磨町 奈良県 山添村、安堵町、河合町、上牧町、広陵町、田原本町、葛城市、明日香村、吉野町、曾爾村、平群町、三郷町、五條市 和歌山県 かつらぎ町、紀の川市、岩出市 広島県 安芸太田町、熊野町、呉市 山口県 岩国市 福岡県 志免町、須恵町、大野城市、那珂川町、久山町 佐賀県 佐賀市 | すべての都道府県の1級地から6級地以外の地域 |

* 地域区分を適用する市町村の区域については、平成15年4月2日から24年4月1日の間に、市町村合併により、A市にB町が編入してA市になった場合や、A市とB市の合併によりC市を新設した場合等は、平成24年4月1日時点の合併後の市町村の区域を基準として表を見る（ただし、山口県下関市と合併した旧菊川町、旧豊田町、旧豊浦町及び旧豊北町並びに福岡県久留米市と合併した旧田主丸町、旧北野町、旧城島町及び旧三瀧町については、平成27年4月1日から下関市又は久留米市の区域として取り扱うこととし、平成24年度から26年度までの経過措置期間中の上乗せ割合は0%とする）。

* 市町村合併等を踏まえ、今後変更があり得る。

障害児の地域区分

●障害者自立支援法・児童福祉法の一部改正法の施行による障害児支援の報酬の1単位単価の見直し

<現行>

| | | 1級地 | 2級地 | 3級地 | 4級地 | 5級地 | 6級地 | 7級地 | その他 | |
|-------------------------|------------------------|------------------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|-----|
| | | 18% | 15% | 12% | 10% | 8% | 6% | 3% | 0% | |
| 知的障害児通園施設支援 難聴幼児通園施設 | | 11.12円 | 10.93円 | 10.74円 | 10.62円 | 10.50円 | 10.37円 | 10.19円 | 10円 | |
| 児童デイサービス | | * 障害者の地域区分は5区分 | | | | | | | | |
| 重症心身障害児(者)通園事業 | | - | | | | | | | | |
| 肢体不自由児通園施設支援 | | 10円 | | | | | | | | |
| 児童デイサービス(再掲) | | * 障害者の地域区分は5区分 | | | | | | | | |
| 重症心身障害児(者)通園事業(再掲) | | - | | | | | | | | |
| - | | - | | | | | | | | |
| 知的障害児施設支援 | 併設する施設が主たる施設の場合 | 11.00円 | 10.84円 | 10.67円 | 10.56円 | 10.45円 | 10.33円 | 10.17円 | 10円 | |
| | 当該施設が主たる施設の場合又は単独施設の場合 | 11.12円 | 10.93円 | 10.74円 | 10.62円 | 10.50円 | 10.37円 | 10.19円 | 10円 | |
| | 第二種自閉症児施設の場合 | 11.10円 | 10.92円 | 10.73円 | 10.61円 | 10.49円 | 10.37円 | 10.18円 | 10円 | |
| 盲ろうあ児施設支援 | 盲児 | 併設する施設が主たる施設の場合 | 10.99円 | 10.83円 | 10.66円 | 10.55円 | 10.44円 | 10.33円 | 10.17円 | 10円 |
| | | 当該施設が主たる施設の場合又は単独施設の場合 | 11.11円 | 10.93円 | 10.74円 | 10.62円 | 10.49円 | 10.37円 | 10.19円 | 10円 |
| | ろうあ児 | 当該施設が主たる施設の場合 | 11.08円 | 10.90円 | 10.72円 | 10.60円 | 10.48円 | 10.36円 | 10.18円 | 10円 |
| | | 当該施設が単独施設の場合 | 11.11円 | 10.93円 | 10.74円 | 10.62円 | 10.49円 | 10.37円 | 10.19円 | 10円 |
| | | 併設する施設が主たる施設の場合 | 11.16円 | 10.97円 | 10.77円 | 10.64円 | 10.52円 | 10.39円 | 10.19円 | 10円 |
| 肢体不自由児療護施設支援 | | 11.10円 | 10.92円 | 10.73円 | 10.61円 | 10.49円 | 10.37円 | 10.18円 | 10円 | |
| 第一種自閉症児施設支援 | | 10円 | | | | | | | | |
| 肢体不自由児施設支援 | | 10円 | | | | | | | | |
| 重症心身障害児施設支援 | | 10円 | | | | | | | | |
| - | | - | | | | | | | | |

<見直し後>

| | | | 1級地 | 2級地 | 3級地 | 4級地 | 5級地 | 6級地 | 7級地 | その他 | |
|------------|------------------------|-----------------------------|------------------------|-----------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| | | | 18% | 15% | 12% | 10% | 8% | 6% | 3% | 0% | |
| 障害児通所支援 | 児童発達支援 | 児童発達支援センターの場合 | 11.12円 | 10.93円 | 10.74円 | 10.62円 | 10.50円 | 10.37円 | 10.19円 | 10円 | |
| | | 児童発達支援センター以外の指定児童発達支援事業所の場合 | 11.08円 | 10.90円 | 10.72円 | 10.60円 | 10.48円 | 10.36円 | 10.18円 | 10円 | |
| | | 主たる対象が重症心身障害児の場合 | 11.37円 | 11.14円 | 10.91円 | 10.76円 | 10.61円 | 10.46円 | 10.23円 | 10円 | |
| | 医療型児童発達支援(含:指定医療機関) | | 10円 | | | | | | | | |
| | 放課後等デイサービス | 重症心身障害児以外の障害児の場合 | 11.08円 | 10.90円 | 10.72円 | 10.60円 | 10.48円 | 10.36円 | 10.18円 | 10円 | |
| | | 主たる対象が重症心身障害児の場合 | 11.37円 | 11.14円 | 10.91円 | 10.76円 | 10.61円 | 10.46円 | 10.23円 | 10円 | |
| 保育所等訪問支援 | | 11.12円 | 10.93円 | 10.74円 | 10.62円 | 10.50円 | 10.37円 | 10.19円 | 10円 | | |
| 障害児入所支援 | 福祉型 | 知的障害児の場合 | 併設する施設が主たる施設の場合 | 11.00円 | 10.84円 | 10.67円 | 10.56円 | 10.45円 | 10.33円 | 10.17円 | 10円 |
| | | | 当該施設が主たる施設の場合又は単独施設の場合 | 11.12円 | 10.93円 | 10.74円 | 10.62円 | 10.50円 | 10.37円 | 10.19円 | 10円 |
| | | 自閉症の場合 | | 11.10円 | 10.92円 | 10.73円 | 10.61円 | 10.49円 | 10.37円 | 10.18円 | 10円 |
| | | 盲ろうあ児の場合 | 盲 | 併設する施設が主たる施設の場合 | 10.99円 | 10.83円 | 10.66円 | 10.55円 | 10.44円 | 10.33円 | 10.17円 |
| | 当該施設が主たる施設の場合又は単独施設の場合 | | | 11.11円 | 10.93円 | 10.74円 | 10.62円 | 10.49円 | 10.37円 | 10.19円 | 10円 |
| | ろうあ | | 当該施設が主たる施設の場合 | 11.08円 | 10.90円 | 10.72円 | 10.60円 | 10.48円 | 10.36円 | 10.18円 | 10円 |
| | | | 当該施設が単独施設の場合 | 11.11円 | 10.93円 | 10.74円 | 10.62円 | 10.49円 | 10.37円 | 10.19円 | 10円 |
| | 併設する施設が主たる施設の場合 | | 11.16円 | 10.97円 | 10.77円 | 10.64円 | 10.52円 | 10.39円 | 10.19円 | 10円 | |
| | 肢体不自由の場合 | | 11.10円 | 10.92円 | 10.73円 | 10.61円 | 10.49円 | 10.37円 | 10.18円 | 10円 | |
| | 医療型(含:指定医療機関) | 自閉症の場合 | | 10円 | | | | | | | |
| 肢体不自由の場合 | | 10円 | | | | | | | | | |
| 重症心身障害児の場合 | | 10円 | | | | | | | | | |
| 障害児相談支援 | | | 11.08円 | 10.90円 | 10.72円 | 10.60円 | 10.48円 | 10.36円 | 10.18円 | 10円 | |

●児童デイサービスから児童発達支援等への移行に係る児童発達支援等の報酬の1単位単価の経過措置

<現行> 5区分

| | 特別区 | 特甲地 | 甲地 | 乙地 | 丙地 |
|----------|--------|--------|--------|--------|-----|
| | 12% | 10% | 6% | 3% | 0% |
| 児童デイサービス | 10.72円 | 10.60円 | 10.36円 | 10.18円 | 10円 |



<平成24年度> 18区分

| | 特別区→1級地 | 特甲地→2級地 | 特甲地→3級地 | 特甲地→4級地 | 特甲地→6級地 | 甲地→3級地 | 甲地→4級地 | 甲地→6級地 乙地→2級地 | 甲地→7級地 乙地→3級地 | 乙地→4級地 | 乙地→5級地 | 乙地→6級地 丙地→2級地 | 乙地→7級地 丙地→3級地 | 丙地→4級地 | 乙地→その他 | 丙地→6級地 | 丙地→7級地 | 丙地→その他 |
|---|---------|---------|---------|---------|---------|--------|--------|------------------|------------------|--------|--------|------------------|------------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| | 13.5% | 11.25% | 10.5% | 10% | 9% | 7.5% | 7% | 6% | 5.25% | 4.75% | 4.25% | 3.75% | 3% | 2.5% | 2.25% | 1.5% | 0.75% | 0% |
| 児童発達支援センター以外の指定児童発達支援事業所の場合の児童発達支援・放課後等デイサービス(主たる対象が重症心身障害以外の障害の場合) | 10.81円 | 10.68円 | 10.63円 | 10.60円 | 10.54円 | 10.45円 | 10.42円 | 10.36円 | 10.32円 | 10.29円 | 10.26円 | 10.23円 | 10.18円 | 10.15円 | 10.14円 | 10.09円 | 10.05円 | 10円 |



<平成25年度> 15区分

| | 特別区→1級地 | 特甲地→2級地 | 特甲地→3級地 | 特甲地→4級地 | 甲地→3級地 乙地→2級地 | 特甲地→6級地 甲地→4級地 | 乙地→3級地 丙地→2級地 | 乙地→4級地 | 甲地→6級地 丙地→3級地 | 乙地→5級地 | 丙地→4級地 | 甲地→7級地 乙地→6級地 | 乙地→7級地 丙地→6級地 | 乙地→その他 丙地→7級地 | 丙地→その他 |
|---|---------|---------|---------|---------|------------------|-------------------|------------------|--------|------------------|--------|--------|------------------|------------------|------------------|--------|
| | 15% | 12.5% | 11% | 10% | 9% | 8% | 7.5% | 6.5% | 6% | 5.5% | 5% | 4.5% | 3% | 1.5% | 0% |
| 児童発達支援センター以外の指定児童発達支援事業所の場合の児童発達支援・放課後等デイサービス(主たる対象が重症心身障害以外の障害の場合) | 10.90円 | 10.75円 | 10.66円 | 10.60円 | 10.54円 | 10.48円 | 10.45円 | 10.39円 | 10.36円 | 10.33円 | 10.30円 | 10.27円 | 10.18円 | 10.09円 | 10円 |



<平成26年度> 21区分

| | 特別区→1級地 | 特甲地→2級地 | 乙地→2級地 | 特甲地→3級地 | 丙地→2級地 | 甲地→3級地 | 特甲地→4級地 | 乙地→3級地 | 甲地→4級地 丙地→3級地 | 乙地→4級地 | 丙地→4級地 | 特甲地→6級地 | 乙地→5級地 | 甲地→6級地 | 乙地→6級地 | 丙地→6級地 | 甲地→7級地 | 乙地→7級地 | 丙地→7級地 | 乙地→その他 | 丙地→その他 |
|---|---------|---------|--------|---------|--------|--------|---------|--------|------------------|--------|--------|---------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| | 16.5% | 13.75% | 12% | 11.5% | 11.25% | 10.5% | 10% | 9.75% | 9% | 8.25% | 7.5% | 7% | 6.75% | 6% | 5.25% | 4.5% | 3.75% | 3% | 2.25% | 0.75% | 0% |
| 児童発達支援センター以外の指定児童発達支援事業所の場合の児童発達支援・放課後等デイサービス(主たる対象が重症心身障害以外の障害の場合) | 10.99円 | 10.83円 | 10.72円 | 10.69円 | 10.68円 | 10.63円 | 10.60円 | 10.59円 | 10.54円 | 10.50円 | 10.45円 | 10.42円 | 10.41円 | 10.36円 | 10.32円 | 10.27円 | 10.23円 | 10.18円 | 10.14円 | 10.05円 | 10円 |



<平成27年度以降> 見直し後の最終的な8区分

| | 1級地 | 2級地 | 3級地 | 4級地 | 5級地 | 6級地 | 7級地 | その他 |
|---|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|-----|
| | 18% | 15% | 12% | 10% | 8% | 6% | 3% | 0% |
| 児童発達支援センター以外の指定児童発達支援事業所の場合の児童発達支援・放課後等デイサービス(主たる対象が重症心身障害以外の障害の場合) | 11.08円 | 10.90円 | 10.72円 | 10.60円 | 10.48円 | 10.36円 | 10.18円 | 10円 |

* 平成24年度から26年度までの表の見方

次頁の表を見て、〔現行の障害者の地域区分〕〔障害児の地域区分〕

丙地(0%) → 7級地(3%)

の市町村の場合、「丙地→7級地」の欄が、当該年度の児童発達支援等の報酬の1単位単価。

●現行の障害者の地域区分と障害児の地域区分を適用する対象地域の比較〔官署所在地・官署が所在しない地域等〕

* 下線は官署が所在しない地域等

u003c/divu003c

| | | 障害児の地域区分 | | | | | | | |
|-------------|--------------|--------------|--|--|--|---|--|--|---|
| | | 1級地 (18%) | 2級地 (15%) | 3級地 (12%) | 4級地 (10%) | 5級地 (8%) | 6級地 (6%) | 7級地 (3%) | その他 (0%) |
| 現行の障害者の地域区分 | 特別区 (12%) | 特別区 | | | | | | | |
| | 特甲地 (10%) | | 東京都 武蔵野市、町田市、 国分寺市、国立市、 狛江市、多摩市、稲 城市、西東京市 神奈川県 鎌倉市 大阪府 大阪市、守口市 兵庫県 芦屋市 | 東京都 八王子市、立川市、 府中市、調布市 神奈川県 横浜市、川崎市 愛知県 名古屋 大阪府 高槻市、吹田市、 寝屋川市、箕面市 兵庫県 西宮市、宝塚市 | 東京都 三鷹市、小金井市 神奈川県 横須賀市、 <u>逗子市</u> 京都市 京都市 大阪府 堺市、東大阪市、豊中 市、池田市、枚方市、茨 木市、八尾市 兵庫県 神戸市、尼崎市 | | 大阪府 岸和田市、 <u>忠國町</u> | | |
| | 甲地 (6%) | | | 埼玉県 さいたま市 大阪府 高石市 | 千葉県 千葉市 福岡県 福岡市 | | 神奈川県 葉山町 大阪府 泉大津市、貝塚市、泉佐 野市、富田林市、和泉市 兵庫県 伊丹市 | 福岡県 北九州市 | |
| | 乙地 (3%) | | 埼玉県 和光市 東京都 福生市、清瀬市 神奈川県 厚木市 大阪府 門真市 | 茨城県 つくば市 埼玉県 志木市 千葉県 船橋市、浦安市 東京都 昭島市、小平市、 日野市、 <u>東久留米市</u> 神奈川県 海老名市 | 千葉県 市川市、松戸市、四街 道市、 <u>習志野市</u> 、 <u>八王 代市</u> 東京都 青梅市、東村山市、あ きる野市 神奈川県 相模原市、藤沢市、 多々崎市、大和市、 <u>綾瀬 市</u> 、 <u>座間市</u> 滋賀県 大津市 大阪府 摂津市、 <u>大東市</u> 奈良県 奈良市、大和郡山市 広島県 広島市、 <u>府中町</u> | 東京都 <u>東大和市</u> 大阪府 <u>松原市</u> | 宮城県 仙台市 埼玉県 川越市、川口市、所沢市、 越谷市、戸田市、朝霞市、 <u>蕨市</u> 、 <u>富士見市</u> 、 <u>新座市</u> 、 <u>三芳町</u> 、 <u>狭山市</u> 、 <u>ふじみ野 市</u> 、 <u>鳩ヶ谷市</u> 千葉県 柏市 神奈川県 平塚市、伊勢原市、 <u>寒川 町</u> 静岡県 静岡市 京都府 宇治市 大阪府 羽曳野市、藤井寺市 兵庫県 山西市 | 北海道 札幌市 埼玉県 草加市 東京都 武蔵村山市 神奈川県 小田原市、三浦市 愛知県 岡崎市 京都府 向日市、 <u>長岡京市</u> 大阪府 柏原市、四條畷市、交野市 兵庫県 姫路市、明石市 和歌山県 和歌山市 岡山県 岡山市 長崎県 長崎市 | 北海道 <u>小樽市</u> 静岡県 <u>熱海市</u> 、 <u>伊東市</u> 奈良県 <u>生駒市</u> 山口県 <u>下関市</u> 福岡県 <u>久留米市</u> 、 <u>飯塚市</u> |
| | 丙地 (0%) | | 茨城県 取手市 千葉県 成田市、印西市 | 千葉県 袖ヶ浦市 愛知県 刈谷市、豊田市 奈良県 天理市 | 茨城県 水戸市、土浦市、守谷 市 埼玉県 鶴ヶ島市 千葉県 富津市 愛知県 豊明市 三重県 鈴鹿市 滋賀県 草津市 | 茨城県 日立市、古河市、牛久市、 ひたちなか市 栃木県 宇都宮市 埼玉県 行田市、飯能市、加須市、 東松山市、入間市、三郷 市 千葉県 茂原市、佐倉市、市原市、 白井市 神奈川県 秦野市 山梨県 甲府市 静岡県 沼津市、御殿場市 愛知県 瀬戸市、碧南市、西尾市、 大府市、知多市 三重県 津市、四日市市 滋賀県 守山市、栗東市 京都府 亀岡市、京田辺市 大阪府 河内長野市、 <u>大阪狭山 市</u> 兵庫県 三田市 奈良県 大和高田市、橿原市 | | 宮城県 名取市、多賀城市 茨城県 龍ヶ崎市、筑西市 栃木県 鹿沼市、小山市、大田原市 群馬県 前橋市、高崎市、太田市 埼玉県 熊谷市、春日部市、鴻巣市、上尾市、久喜 市、坂戸市、鳩山町、杉戸町、北川辺町、栗 橋町 千葉県 野田市、東金市、流山市、八街市、酒々井 町、栄町 富山県 富山市 石川県 金沢市 福井県 福井市 長野県 長野市、松本市、諏訪市 岐阜県 岐阜市、大垣市、多治見市、美濃加茂市 静岡県 浜松市、三島市、富士宮市、富士市、磐田 市、焼津市、掛川市、袋井市 愛知県 豊橋市、一宮市、半田市、春日井市、津島 市、安城市、犬山市、江南市、小牧市、稲沢 市、東海市、知立市、愛西市、弥富市、三好 町、豊山町 三重県 桑名市、名張市、伊賀市 滋賀県 彦根市、長浜市 京都府 木津町 大阪府 泉南市、阪南市、熊取町、田尻町、太子町 兵庫県 加古川市、三木市 奈良県 桜井市、香芝市、宇陀市、斑鳩町、王寺町 和歌山県 橋本市 広島県 廿日市市、海田町、坂町 山口県 周南市 香川県 高松市 福岡県 筑紫野市、春日市、太宰府市、前原市、福 津市、宇美町、粕屋町 | すべての都道府県の 1級地から7級地以外 の地域 |

* 地域区分を適用する市町村の区域については、平成 18 年 4 月 1 日。

* 平成 15 年 4 月 2 日から 18 年 4 月 1 日の間に、市町村合併により、A 市に B 町が編入して A 市になった場合や、A 市と B 市の合併により C 市を新設した
場合等は、平成 18 年 4 月 1 日時点の合併後の市町村の区域を基準として表を見る（ただし、児童デイサービスから児童発達支援等への移行に係る上乗せ
割合の変動について、山口県下関市と合併した旧菊川町、旧豊田町、旧豊浦町及び旧豊北町、福岡県久留米市と合併した旧田主丸町、旧北野町、旧城島町
及び旧三瀨町並びに福岡県飯塚市と合併した旧筑穂町、旧穂波町、旧庄内町及び旧額田町については、平成 27 年 4 月 1 日から下関市、久留米市又は飯塚
市の区域として取り扱うこととし、平成 24 年度から 26 年度までの経過措置期間中の上乗せ割合は 0%とする）。

* 市町村合併等を踏まえ、今後変更があり得る。

59

障害児通所支援に係る報酬について

【基本報酬】

- * 移行が想定される改正前のサービスの報酬について、物価の下落傾向の反映（▲0.8%）を行ったもの。

●児童発達支援給付費（仮称）【新設】（1日につき）

[児童発達支援センター]

・ 難聴児又は重症心身障害児以外の障害児の場合

| | |
|---------------------|--------|
| 利用定員が 30 人以下 | 965 単位 |
| 利用定員が 31 人以上 40 人以下 | 906 単位 |
| 利用定員が 41 人以上 50 人以下 | 848 単位 |
| 利用定員が 51 人以上 60 人以下 | 791 単位 |
| 利用定員が 61 人以上 70 人以下 | 770 単位 |
| 利用定員が 71 人以上 80 人以下 | 750 単位 |
| 利用定員が 81 人以上 | 729 単位 |

- * 送迎に係る経費も基本報酬の中で評価。
- * 児童指導員及び保育士の配置については、現行の乳幼児 4 人に 1 人の基準を踏まえ、障害児 4 人に 1 人を指定基準とするため、現行の幼児加算については基本報酬の中で評価。現行の少年 7.5 人に 1 人の配置は経過措置として認め、この場合には基本報酬から 274 単位を減算して算定。

・ 難聴児の場合

| | |
|---------------------|---------|
| 利用定員が 20 人以下 | 1206 単位 |
| 利用定員が 21 人以上 30 人以下 | 1061 単位 |
| 利用定員が 31 人以上 40 人以下 | 976 単位 |
| 利用定員が 41 人以上 | 889 単位 |

- * 難聴児に適切な支援を行うための基準を満たした場合に算定。
- * 送迎に係る経費も基本報酬の中で評価。

・ 重症心身障害児の場合

| | |
|---------------------|---------|
| 利用定員が 15 人以下 | 1138 単位 |
| 利用定員が 16 人以上 20 人以下 | 863 単位 |
| 利用定員が 21 人以上 | 789 単位 |

- * 重症心身障害児に適切な支援を行うための基準を満たした場合に算定。
- * 送迎に係る経費も基本報酬の中で評価。

[児童発達支援センター以外の指定児童発達支援事業所]

・ 重症心身障害児以外の障害児の場合

| | |
|---------------------|--------|
| 利用定員が 10 人以下 | 616 単位 |
| 利用定員が 11 人以上 20 人以下 | 451 単位 |
| 利用定員が 21 人以上 | 363 単位 |

* 移行が想定される児童デイサービスのサービス管理責任者については、児童発達支援管理責任者として、他の障害児通所支援と同様、加算で評価。基本報酬と児童発達支援管理責任者専任加算（仮称）を合算すると、現行の児童デイサービスの基本報酬相当となる。

* 送迎については加算の対象。

・重症心身障害児の場合

利用定員が5人 1587 単位

利用定員が6人以上10人以下 813 単位

利用定員が11人以上 689 単位

* 重症心身障害児に適切な支援を行うための基準を満たした場合に算定。

* 送迎に係る経費も基本報酬の中で評価。

●医療型児童発達支援給付費（仮称）【新設】（1日につき）

[医療型児童発達支援センター・指定医療機関]

・肢体不自由児の場合 329単位

* 肢体不自由児に適切な支援を行うための基準を満たした場合に算定。

* 送迎に係る経費も基本報酬の中で評価。

・重症心身障害児の場合 440単位

* 重症心身障害児に適切な支援を行うための基準を満たした場合に算定。

* 送迎に係る経費も基本報酬の中で評価。

●放課後等デイサービス費（仮称）【新設】（1日につき）

・幼稚園又は大学以外の学校に就学している重症心身障害児以外の障害児の場合

(授業の終了後に行う場合)

利用定員が10人以下 478 単位

利用定員が11人以上20人以下 359 単位

利用定員が21人以上 278 単位

* 移行が想定される児童デイサービスのサービス管理責任者については、児童発達支援管理責任者として、他の障害児通所支援と同様、加算で評価。基本報酬と児童発達支援管理責任者専任加算（仮称）を合算すると、現行の児童デイサービスの基本報酬相当となる。

* 送迎については加算の対象。

(休業日に行う場合)

利用定員が10人以下 616 単位

利用定員が11人以上20人以下 451 単位

利用定員が21人以上 363 単位

* 移行が想定される児童デイサービスのサービス管理責任者については、児童発達支援管理責任者として、他の障害児通所支援と同様、加算で評価。基本報酬と児童発達

支援管理責任者専任加算（仮称）を合算すると、現行の児童デイサービスの基本報酬相当となる。

* 送迎については加算の対象。

・就学している重症心身障害児の場合

（授業の終了後に行う場合）

| | |
|-----------------|---------|
| 利用定員が5人 | 1309 単位 |
| 利用定員が6人以上 10人以下 | 670 単位 |
| 利用定員が11人以上 | 568 単位 |

* 重症心身障害児に適切な支援を行うための基準を満たした場合に算定。

* 送迎に係る経費も基本報酬の中で評価。

（休業日に行う場合）

| | |
|-----------------|---------|
| 利用定員が5人 | 1587 単位 |
| 利用定員が6人以上 10人以下 | 813 単位 |
| 利用定員が11人以上 | 689 単位 |

* 重症心身障害児に適切な支援を行うための基準を満たした場合に算定。

* 送迎に係る経費も基本報酬の中で評価。

●保育所等訪問支援給付費（仮称）【新設】（1日につき） 906単位

* 同一日に複数の障害児に訪問支援を行った場合には、842単位（所定単位数に93/100を乗じた単位数）で算定。

【加算】

●児童発達支援管理責任者専任加算（仮称）【新設】（1日につき）

[児童発達支援センター]

・主たる利用者が難聴児又は重症心身障害児以外の障害児の場合

| | |
|------------------|-------|
| 利用定員が30人以下 | 68 単位 |
| 利用定員が31人以上 40人以下 | 51 単位 |
| 利用定員が41人以上 50人以下 | 41 単位 |
| 利用定員が51人以上 60人以下 | 34 単位 |
| 利用定員が61人以上 70人以下 | 29 単位 |
| 利用定員が71人以上 80人以下 | 25 単位 |
| 利用定員が81人以上 | 22 単位 |

・主たる利用者が難聴児の場合

| | |
|------------------|--------|
| 利用定員が20人以下 | 102 単位 |
| 利用定員が21人以上 30人以下 | 68 単位 |
| 利用定員が31人以上 40人以下 | 51 単位 |
| 利用定員が41人以上 | 41 単位 |

- ・主たる利用者が重症心身障害児の場合

| | |
|---------------------|--------|
| 利用定員が 15 人以下 | 102 単位 |
| 利用定員が 16 人以上 20 人以下 | 102 単位 |
| 利用定員が 21 人以上 | 68 単位 |

[児童発達支援センター以外の指定児童発達支援事業所]

- ・主たる利用者が重症心身障害児以外の障害児の場合

| | |
|---------------------|--------|
| 利用定員が 10 人以下 | 205 単位 |
| 利用定員が 11 人以上 20 人以下 | 102 単位 |
| 利用定員が 21 人以上 | 68 単位 |
- ・主たる利用者が重症心身障害児の場合

| | |
|--------------------|--------|
| 利用定員が 5 人 | 410 単位 |
| 利用定員が 6 人以上 10 人以下 | 205 単位 |
| 利用定員が 11 人以上 | 102 単位 |

[医療型児童発達支援センター] 51単位

[放課後等デイサービス]

- ・主たる利用者が幼稚園又は大学以外の学校に就学している重症心身障害児以外の障害児の場合

| | |
|---------------------|--------|
| 利用定員が 10 人以下 | 205 単位 |
| 利用定員が 11 人以上 20 人以下 | 102 単位 |
| 利用定員が 21 人以上 | 68 単位 |
- ・主たる利用者が就学している重症心身障害児の場合

| | |
|--------------------|--------|
| 利用定員が 5 人 | 410 単位 |
| 利用定員が 6 人以上 10 人以下 | 205 単位 |
| 利用定員が 11 人以上 | 102 単位 |

[保育所等訪問支援] 68単位

●特別支援加算（仮称）【新設】（1日につき） 25単位

理学療法士、作業療法士、言語聴覚士又は心理指導担当職員を配置して機能訓練や心理指導を行った場合に算定。

- * 児童発達支援給付費（仮称）にあつては、重症心身障害児の場合及び難聴児に言語聴覚士を配置して機能訓練等を行った場合については、基本報酬において評価されていることから算定できない。
- * 医療型児童発達支援給付費（仮称）にあつては、重症心身障害児の場合及び肢体不自由児に理学療法士又は作業療法士を配置して機能訓練等を行った場合については、診療報酬において評価されていることから算定できない。

●延長支援加算（仮称）【新設】（1日につき）

- [1時間未満の場合] 61単位
[1時間以上の場合] 61単位に2時間まで1時間を増すごとに+31単位

●開所時間減算（仮称）【新設】

開所時間が4時間未満の場合、所定単位数の20%を減算。

- * 開所時間数は運営規程の営業時間（ただし、送迎のみを行う時間は含まない。）により認定し、個々の利用者の実利用時間数は問わない。例えば、開所しているが利用者の事情等により結果としてサービス提供時間が4時間未満となった場合は、本減算の対象とはならない。
- * 放課後等デイサービスを授業の終了後に行う場合には、開所時間が4時間未満であっても、本減算の対象とはならない。

●放課後等デイサービスの送迎加算の算定要件の見直し

[現行の児童デイサービスの送迎加算の要件] 居宅と事業所との間の送迎を行った場合

[放課後等デイサービスの送迎加算の算定要件] 一定の条件の下で居宅又は学校と事業所との間の送迎を行った場合

障害児入所支援に係る報酬について

【基本報酬】

- * 移行が想定される改正前のサービスの報酬について、物価の下落傾向の反映（▲0.8%）を行ったもの。

●福祉型障害児入所給付費（仮称）【新設】（1日につき）

・知的障害児の場合

| | |
|-------------------|---------|
| 入所定員が5人以上9人以下 | 730 単位 |
| 入所定員が10人 | |
| （併設する施設が主たる施設の場合） | 619 単位 |
| （当該施設が主たる施設の場合） | 1430 単位 |
| （単独施設の場合） | 730 単位 |
| 入所定員が11人以上20人以下 | |
| （併設する施設が主たる施設の場合） | 536 単位 |
| （当該施設が主たる施設の場合） | 940 単位 |
| （単独施設の場合） | 730 単位 |
| 入所定員が21人以上30人以下 | 730 単位 |
| 入所定員が31人以上40人以下 | 613 単位 |
| 入所定員が41人以上50人以下 | 551 単位 |
| 入所定員が51人以上60人以下 | 534 単位 |
| 入所定員が61人以上70人以下 | 516 単位 |
| 入所定員が71人以上80人以下 | 498 単位 |
| 入所定員が81人以上90人以下 | 481 単位 |
| 入所定員が91人以上100人以下 | 462 単位 |
| 入所定員が101人以上110人以下 | 460 単位 |
| 入所定員が111人以上120人以下 | 459 単位 |
| 入所定員が121人以上130人以下 | 457 単位 |
| 入所定員が131人以上140人以下 | 455 単位 |
| 入所定員が141人以上150人以下 | 453 単位 |
| 入所定員が151人以上160人以下 | 449 単位 |
| 入所定員が161人以上170人以下 | 446 単位 |
| 入所定員が171人以上180人以下 | 443 単位 |
| 入所定員が181人以上190人以下 | 440 単位 |
| 入所定員が191人以上 | 437 単位 |

- * 現行の小規模加算については、小規模施設における児童指導員又は保育士の配置を指定基準上義務付けるため、基本報酬の中で評価。

・自閉症児の場合

| | |
|-----------------|--------|
| 入所定員が30人以下 | 725 単位 |
| 入所定員が31人以上40人以下 | 668 単位 |

| | |
|---------------------|--------|
| 入所定員が 41 人以上 50 人以下 | 641 単位 |
| 入所定員が 51 人以上 60 人以下 | 616 単位 |
| 入所定員が 61 人以上 70 人以下 | 589 単位 |
| 入所定員が 71 人以上 | 562 単位 |

* 現行の小規模加算については、小規模施設における児童指導員又は保育士の配置を指定基準上義務付けるため、基本報酬の中で評価。

・盲児の場合

| | |
|---------------------|---------|
| 入所定員が 5 人 | |
| （併設する施設が主たる施設の場合） | 882 単位 |
| （単独施設の場合） | 669 単位 |
| 入所定員が 6 人以上 9 人以下 | |
| （併設する施設が主たる施設の場合） | 601 単位 |
| （単独施設の場合） | 669 単位 |
| 入所定員が 10 人 | |
| （併設する施設が主たる施設の場合） | 601 単位 |
| （当該施設が主たる施設の場合） | 1422 単位 |
| （単独施設の場合） | 669 単位 |
| 入所定員が 11 人以上 15 人以下 | |
| （併設する施設が主たる施設の場合） | 499 単位 |
| （当該施設が主たる施設の場合） | 1047 単位 |
| （単独施設の場合） | 669 単位 |
| 入所定員が 16 人以上 20 人以下 | |
| （併設する施設が主たる施設の場合） | 457 単位 |
| （当該施設が主たる施設の場合） | 868 単位 |
| （単独施設の場合） | 669 単位 |
| 入所定員が 21 人以上 25 人以下 | |
| （併設する施設が主たる施設の場合） | 427 単位 |
| （当該施設が主たる施設の場合） | 793 単位 |
| （単独施設の場合） | 669 単位 |
| 入所定員が 26 人以上 30 人以下 | |
| （併設する施設が主たる施設の場合） | 398 単位 |
| （当該施設が主たる施設の場合） | 669 単位 |
| （単独施設の場合） | 669 単位 |
| 入所定員が 31 人以上 35 人以下 | 595 単位 |
| 入所定員が 36 人以上 40 人以下 | 550 単位 |
| 入所定員が 41 人以上 50 人以下 | 488 単位 |
| 入所定員が 51 人以上 60 人以下 | 474 単位 |
| 入所定員が 61 人以上 70 人以下 | 459 単位 |
| 入所定員が 71 人以上 80 人以下 | 444 単位 |
| 入所定員が 81 人以上 90 人以下 | 429 単位 |
| 入所定員が 91 人以上 | 413 単位 |

* 現行の小規模加算については、小規模施設における児童指導員又は保育士の配置を指定基準上義務付けるため、基本報酬の中で評価。

・ろうあ児の場合

| | |
|-------------------|---------|
| 入所定員が5人 | |
| （併設する施設が主たる施設の場合） | 882 単位 |
| （単独施設の場合） | 665 単位 |
| 入所定員が6人以上9人以下 | |
| （併設する施設が主たる施設の場合） | 620 単位 |
| （単独施設の場合） | 665 単位 |
| 入所定員が10人 | |
| （併設する施設が主たる施設の場合） | 620 単位 |
| （当該施設が主たる施設の場合） | 1412 単位 |
| （単独施設の場合） | 665 単位 |
| 入所定員が11人以上15人以下 | |
| （併設する施設が主たる施設の場合） | 500 単位 |
| （当該施設が主たる施設の場合） | 1040 単位 |
| （単独施設の場合） | 665 単位 |
| 入所定員が16人以上20人以下 | |
| （併設する施設が主たる施設の場合） | 460 単位 |
| （当該施設が主たる施設の場合） | 866 単位 |
| （単独施設の場合） | 665 単位 |
| 入所定員が21人以上25人以下 | |
| （併設する施設が主たる施設の場合） | 424 単位 |
| （当該施設が主たる施設の場合） | 748 単位 |
| （単独施設の場合） | 665 単位 |
| 入所定員が26人以上30人以下 | |
| （併設する施設が主たる施設の場合） | 401 単位 |
| （当該施設が主たる施設の場合） | 665 単位 |
| （単独施設の場合） | 665 単位 |
| 入所定員が31人以上35人以下 | 592 単位 |
| 入所定員が36人以上40人以下 | 547 単位 |
| 入所定員が41人以上50人以下 | 485 単位 |
| 入所定員が51人以上60人以下 | 471 単位 |
| 入所定員が61人以上70人以下 | 457 単位 |
| 入所定員が71人以上80人以下 | 442 単位 |
| 入所定員が81人以上90人以下 | 427 単位 |
| 入所定員が91人以上 | 412 単位 |

* 現行の小規模加算については、小規模施設における児童指導員又は保育士の配置を指定基準上義務付けるため、基本報酬の中で評価。

・肢体不自由児の場合

| | |
|-----------------|--------|
| 入所定員が50人以下 | 705 単位 |
| 入所定員が51人以上60人以下 | 696 単位 |
| 入所定員が61人以上70人以下 | 684 単位 |
| 入所定員が71人以上 | 671 単位 |

●医療型障害児入所給付費（仮称）【新設】（1日につき）

[医療型障害児入所施設]

- ・ 自閉症児の場合 318単位
- ・ 肢体不自由児の場合 146単位
- ・ 重症心身障害児の場合 867単位

[指定医療機関]

- ・ 肢体不自由児の場合 122単位
- ・ 重症心身障害児の場合 867単位

【加算】

●児童発達支援管理責任者専任加算（仮称）【新設】（1日につき）

[福祉型障害児入所施設]

- ・ 主たる入所者が知的障害児の場合

| | |
|-----------------------|--------|
| 入所定員が 10 人以下 | 148 単位 |
| 入所定員が 11 人以上 20 人以下 | 74 単位 |
| 入所定員が 21 人以上 30 人以下 | 49 単位 |
| 入所定員が 31 人以上 40 人以下 | 37 単位 |
| 入所定員が 41 人以上 50 人以下 | 29 単位 |
| 入所定員が 51 人以上 60 人以下 | 24 単位 |
| 入所定員が 61 人以上 70 人以下 | 21 単位 |
| 入所定員が 71 人以上 80 人以下 | 18 単位 |
| 入所定員が 81 人以上 90 人以下 | 16 単位 |
| 入所定員が 91 人以上 100 人以下 | 14 単位 |
| 入所定員が 101 人以上 110 人以下 | 13 単位 |
| 入所定員が 111 人以上 120 人以下 | 12 単位 |
| 入所定員が 121 人以上 130 人以下 | 11 単位 |
| 入所定員が 131 人以上 140 人以下 | 10 単位 |
| 入所定員が 141 人以上 160 人以下 | 9 単位 |
| 入所定員が 161 人以上 180 人以下 | 8 単位 |
| 入所定員が 181 人以上 | 7 単位 |

- ・ 主たる入所者が自閉症児の場合

| | |
|---------------------|-------|
| 入所定員が 30 人以下 | 49 単位 |
| 入所定員が 31 人以上 40 人以下 | 37 単位 |
| 入所定員が 41 人以上 50 人以下 | 29 単位 |

| | |
|---------------------|-------|
| 入所定員が 51 人以上 60 人以下 | 24 単位 |
| 入所定員が 61 人以上 70 人以下 | 21 単位 |
| 入所定員が 71 人以上 | 18 単位 |

・主たる入所者が盲児・ろうあ児の場合

| | |
|---------------------|--------|
| 入所定員が 10 人以下 | 148 単位 |
| 入所定員が 11 人以上 20 人以下 | 74 単位 |
| 入所定員が 21 人以上 30 人以下 | 49 単位 |
| 入所定員が 31 人以上 40 人以下 | 37 単位 |
| 入所定員が 41 人以上 50 人以下 | 29 単位 |
| 入所定員が 51 人以上 60 人以下 | 24 単位 |
| 入所定員が 61 人以上 70 人以下 | 21 単位 |
| 入所定員が 71 人以上 80 人以下 | 18 単位 |
| 入所定員が 81 人以上 90 人以下 | 16 単位 |
| 入所定員が 91 人以上 | 14 単位 |

・主たる入所者が肢体不自由児の場合

| | |
|---------------------|-------|
| 入所定員が 50 人以下 | 29 単位 |
| 入所定員が 51 人以上 60 人以下 | 24 単位 |
| 入所定員が 61 人以上 70 人以下 | 21 単位 |
| 入所定員が 71 人以上 | 18 単位 |

[医療型障害児入所施設]

24単位

●小規模グループケア加算（仮称）【新設】（1日につき） 240単位

●入院・外泊時加算（Ⅰ）（仮称）【新設】（1日につき）

* 8日を限度として算定。

| | |
|-----------------|-------|
| 利用定員が60人以下 | 320単位 |
| 利用定員が61人以上90人以下 | 288単位 |
| 利用定員が91人以上 | 252単位 |

●入院・外泊時加算（Ⅱ）（仮称）【新設】（1日につき）

* 加算（Ⅰ）に引き続いて82日を限度として算定。

| | |
|-----------------|-------|
| 利用定員が60人以下 | 191単位 |
| 利用定員が61人以上90人以下 | 172単位 |
| 利用定員が91人以上 | 150単位 |

平成24年度障害福祉サービス等報酬改定に係る今後の予定

○ 平成24年

- ・ 1月31日:第9回障害福祉サービス等報酬改定検討チーム
(改定の概要とりまとめ)

○ 平成24年

- ・ 2月上旬～3月上旬:パブリックコメント
- ・ 3月上旬～中旬:改正報酬告示・基準省令等の公布
- ・ 3月末まで:関係通知・Q&Aの発出
- ・ 4月1日～:障害福祉サービス等報酬改定
- ・ 4月以降:障害福祉サービス報酬改定影響検証事業
(障害福祉サービス等従事者処遇状況等調査)

平成24年度の国庫負担基準(案)

平成21年度国庫負担基準

居宅介護対象者

| | |
|-----|----------|
| 区分1 | 2,370単位 |
| 区分2 | 3,050単位 |
| 区分3 | 4,500単位 |
| 区分4 | 8,440単位 |
| 区分5 | 13,500単位 |
| 区分6 | 19,450単位 |
| 障害児 | 7,590単位 |

重度訪問介護対象者

| | |
|------|----------|
| 区分3※ | 18,020単位 |
| 区分4 | 22,540単位 |
| 区分5 | 28,270単位 |
| 区分6 | 40,030単位 |

※区分3は経過規定

| | |
|---------|----------|
| 介護保険対象者 | 12,310単位 |
|---------|----------|

同行援護対象者

| | |
|---------|---------|
| 区分に関わらず | 9,890単位 |
|---------|---------|

行動援護対象者

| | |
|-----|----------|
| 区分3 | 11,250単位 |
| 区分4 | 15,190単位 |
| 区分5 | 20,180単位 |
| 区分6 | 26,210単位 |
| 障害児 | 14,310単位 |

| | |
|---------|---------|
| 介護保険対象者 | 6,750単位 |
|---------|---------|

重度障害者等 包括支援対象者

| | |
|-----|----------|
| 区分6 | 80,000単位 |
|-----|----------|

| | |
|---------|----------|
| 介護保険対象者 | 31,760単位 |
|---------|----------|

重度障害者等包括支援対象者で、居宅介護、行動援護又は重度訪問介護を利用する者

| | |
|-----|----------|
| 区分6 | 58,040単位 |
|-----|----------|

| | |
|---------|----------|
| 介護保険対象者 | 29,350単位 |
|---------|----------|

平成24年度国庫負担基準

居宅介護対象者

| | |
|-----|----------|
| | 通院等介助なし |
| 区分1 | 2,680単位 |
| 区分2 | 3,470単位 |
| 区分3 | 5,100単位 |
| 区分4 | 9,590単位 |
| 区分5 | 15,350単位 |
| 区分6 | 22,080単位 |
| 障害児 | 8,620単位 |

※別途通院等介助ありを設ける

重度訪問介護対象者

| | |
|------|----------|
| 区分3※ | 19,820単位 |
| 区分4 | 24,810単位 |
| 区分5 | 31,110単位 |
| 区分6 | 44,070単位 |

※区分3は経過規定

| | |
|---------|----------|
| 介護保険対象者 | 13,560単位 |
|---------|----------|

同行援護対象者

| | |
|---------|----------|
| 区分に関わらず | 11,270単位 |
|---------|----------|

行動援護対象者

| | |
|-----|----------|
| 区分3 | 12,540単位 |
| 区分4 | 16,890単位 |
| 区分5 | 22,450単位 |
| 区分6 | 29,170単位 |
| 障害児 | 15,940単位 |

| | |
|---------|---------|
| 介護保険対象者 | 7,490単位 |
|---------|---------|

重度障害者等 包括支援対象者

| | |
|-----|----------|
| 区分6 | 83,040単位 |
|-----|----------|

| | |
|---------|----------|
| 介護保険対象者 | 32,960単位 |
|---------|----------|

重度障害者等包括支援対象者で、居宅介護、行動援護又は重度訪問介護を利用する者

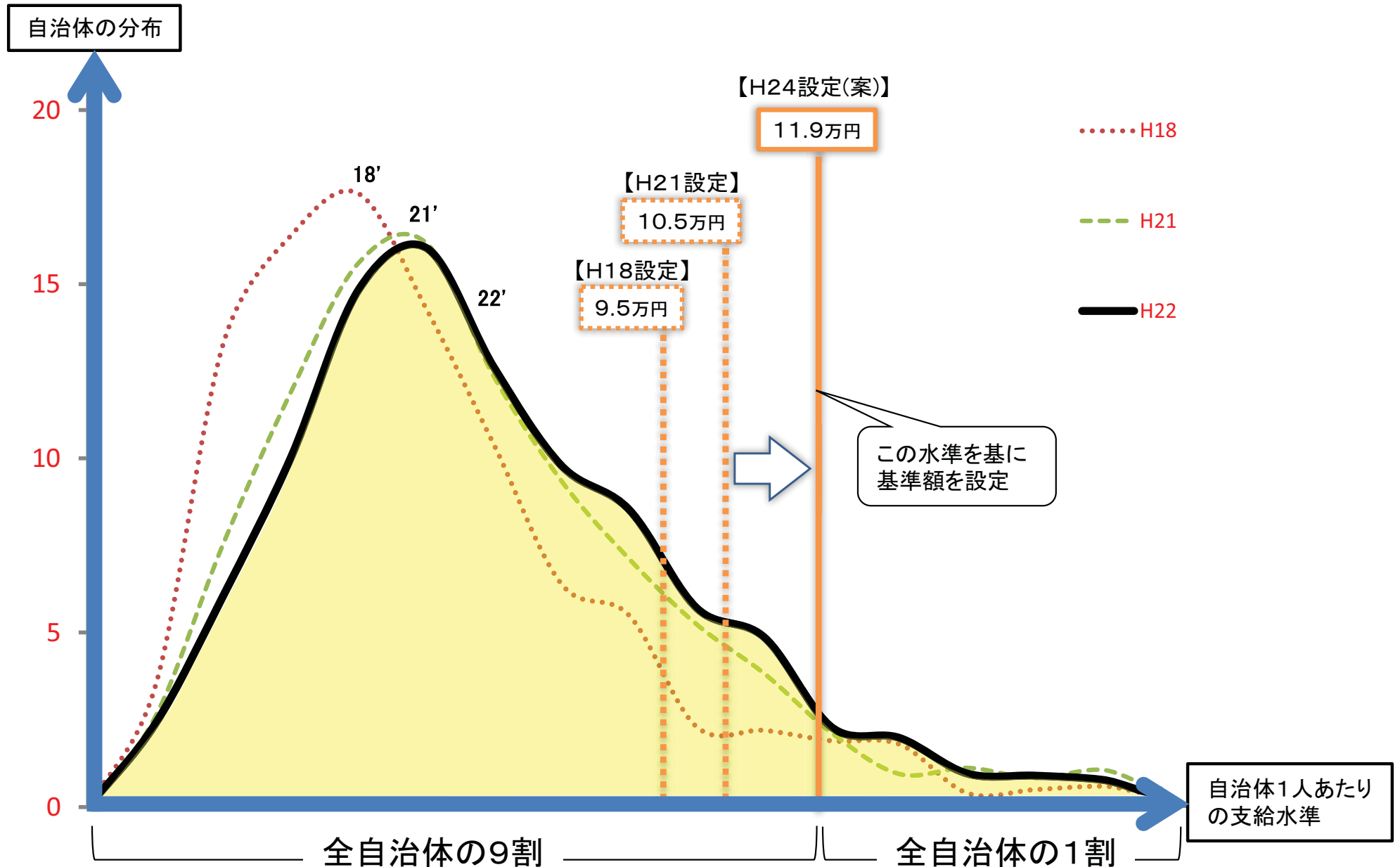
| | |
|-----|----------|
| 区分6 | 63,400単位 |
|-----|----------|

| | |
|---------|----------|
| 介護保険対象者 | 32,060単位 |
|---------|----------|

(注) 各区分の国庫負担基準額(一人当たり月額)は、表の「単位数」に級地区分ごとに設定する「1単位当たり単価」及び「各市町村の給付率」を乗じた額となる。

平成24年度の国庫負担基準の設定について(案)

○全国の9割程度の市町村の支給実績をカバーできるように水準を設定。



国庫負担基準に係る運用等について

1. 国庫負担基準の区分間合算

すべての訪問系サービスに係る障害程度区分の基準額を合算して適用する。

2. 従前額保障

国庫負担基準の区分間合算を適用した後の国庫負担基準額と比較し、従前の補助実績(平成17年度)の方が高い自治体については、従前の補助実績に基づき国庫負担を行う。

3. 都道府県地域生活支援事業「重度障害者に係る市町村特別支援事業」による財政支援

(事業内容)

以下のいずれにも該当する市町村に係る訪問系サービスの支給額のうち、訪問系サービスの国庫負担基準を超過した額について助成する。

- a 訪問系サービスの全体の利用者数に占める重度訪問介護対象者の割合が10%を超える場合
- b 訪問系サービスの支給額が国庫負担基準額を超過している場合

4. 障害程度区分認定等事業費補助金による「重度訪問介護等の利用促進に係る市町村支援事業」による財政支援(案)

次に掲げる要件を満たす市町村(特別区を含み、指定都市及び中核市を除く)に対し助成する。

- ① 国庫負担基準の区分間合算を適用しても、なお、国庫負担基準を超過する市町村
- ② 都道府県地域生活支援事業「重度障害者に係る市町村特別支援事業」の対象外の市町村及び対象となるがなお超過額のある市町村(3. の地域生活支援事業による補助を優先適用する。)

【助成額】

- ① 人口30万人以上の市
「当該年度の国庫負担基準額に50%を乗じた額」と「当該年度の国庫負担基準超過額」を比較して低い方の額
- ② 人口10万人以上30万人未満の市
「当該年度の国庫負担基準額に100%を乗じた額」と「当該年度の国庫負担基準超過額」を比較して低い方の額

※1 重度訪問介護利用者の割合が10%超を超える市町村にあつては、地域生活支援事業の補助対象市町村になることから、地域生活支援事業による補助を優先適用する。

※2 事業実施年度:平成24年度(新規)。

※3 従来、基金事業で実施していたものを補助金で実施することとする。

補助金配分スキーム等については、障害者自立支援対策臨時特例交付金による特別対策事業「重度訪問介護等の利用促進に係る市町村支援事業」を踏襲。

就労支援関係研修修了加算の算定が可能となる研修の実施状況について

○ 概要

就労移行支援事業所で配置されている「就労支援員」について、就労支援に必要なスキルの研修を修了した者を配置した場合加算するもの（11単位）

○ 要件

- (1) 事業所が就労移行支援体制加算（一般就労への移行率に応じて加算）の対象事業所であること
- (2) 就労移行支援事業所の「就労支援員」が
 - ア 就労支援に関する業務について、1年以上の実務経験があること
 - イ 告示で定める研修を修了していること

- ① 高齢・障害・求職者雇用支援機構で実施する「就業支援基礎研修※」
- ② 第1号職場適応援助者（福祉施設配置のジョブコーチ）研修
- ③ ①・②と同等以上の内容を有すると厚生労働大臣が認める研修

○ 高齢・障害・求職者雇用支援機構で実施する「就業支援基礎研修」の実施状況について

| | H21 | H22 | H23 (H24. 2月時点) |
|---------------------------|----------|--------|--------------------|
| 受講者数 | 2,143人 | 1,962人 | 2,209人 |
| うち就労支援員 | 823人 | 586人 | 702人 |
| 就労支援員を受講させた 就労移行支援事業所数 | 1,115事業所 | 624事業所 | 913事業所 |

※上記加算の対象となるのは、就業支援基礎研修のうち「就労支援員対応型基礎研修」の全ての科目を受講することが必要。

「工賃倍増5か年計画」と新たな「工賃向上計画」について (案)

工賃倍増5か年計画の課題

- ◇ 工賃倍増5か年計画(H19~H23)では、都道府県レベルでの計画作成・関係機関や商工団体等の関係者との連携体制の確立等に力点を置き、工賃向上への取組みが推進されてきたが、個々の事業所のレベルでは、必ずしも全ての事業所で計画の作成がなされておらず、また、この間の景気の低迷等の影響も手伝って、十分な工賃向上となり得ていない。
- ◇ 市町村レベル・地域レベルでの関係者の理解や協力関係の確立なども十分とは言えない。



新たな工賃向上計画による今後の取組み

- ◇ 平成24年度からの新たな計画では、これまでの計画の評価・検証を踏まえ、より工賃向上に資する取組みを、目標設定により計画的に進める。
- ◇ 新たな計画では、都道府県主体の取組みから、都道府県と事業所が共同して取り組むことを重視し、新体系への移行が完了することにより事業の目的が明確になる中で、個々の事業所において「工賃向上計画」を作成することを原則とする。
- ◇ 特に今後は、作業の質を高め、発注元企業の信頼の獲得により安定的な作業の確保、ひいては安定的・継続的な運営に資するような取組みが重要であることから、具体的には、経営力育成・強化や専門家(例:農業の専門家等)による技術指導や経営指導による技術の向上、共同化の推進のための支援の強化・促進を図る。

新たな工賃向上計画の主なポイント

【計画期間】 3か年(平成24~26年度)

【対象事業所】 就労継続支援B型事業所(都道府県の判断で生産活動を行う生活介護事業所を対象とすることも可)

- ① 工賃倍増5か年計画同様、都道府県、事業所において工賃向上計画を作成する。
これまでの計画では個々の事業所の計画作成は自主的な取組みとされていたが、新たな計画では、特別な事情がない限り個々の事業所における工賃向上計画を作成することとし、事業所責任者の意識向上、積極的な取組みを促すこととする。
また、都道府県の計画では、官公需による発注促進についても目標値を掲げて取り組むこと推奨する。
- ② 報告する工賃は、これまでの月額に加え時間額も対象とし、目標とする工賃については月額または時間額により算出する方法のどちらかを事業所が選択する。
- ③ 工賃向上の目標値については、従来のような一律の目標値(倍増)を設定するのではなく、個々の事業所の実情を考慮しつつも一定以上の工賃向上(例えば時間額が最低賃金の1/4程度の場合に最賃の1/3程度)を目指すことを前提に、個々の事業所において設定(法人において意思決定)した目標値の積み上げを、全体の工賃向上の目標値とする。
このため、24年度当初に工賃目標の設定状況等の調査をお願いすることになるので、ご協力をお願いしたい。
- ④ 工賃の状況把握(報告)にあたっては、計画当初(平成24年4月時点)に工賃向上計画を作成した事業所の状況比較を基本とし、平成24年4月以降に工賃向上計画を作成した事業所とそれぞれ別に状況比較することとする。
- ⑤ 地域で障害者を支える仕組みを構築することが重要であることから、市町村においても工賃向上への事業所の取組みを積極的に支援していただくよう協力を依頼する。

・市町村における取組みの例：市町村の広報誌や商工団体への協力依頼による企業からの仕事の発注促進、官公需の発注促進 など

モデル実施

工賃倍増5か年計画(19年度～23年度)

工賃向上計画(24～26年度)

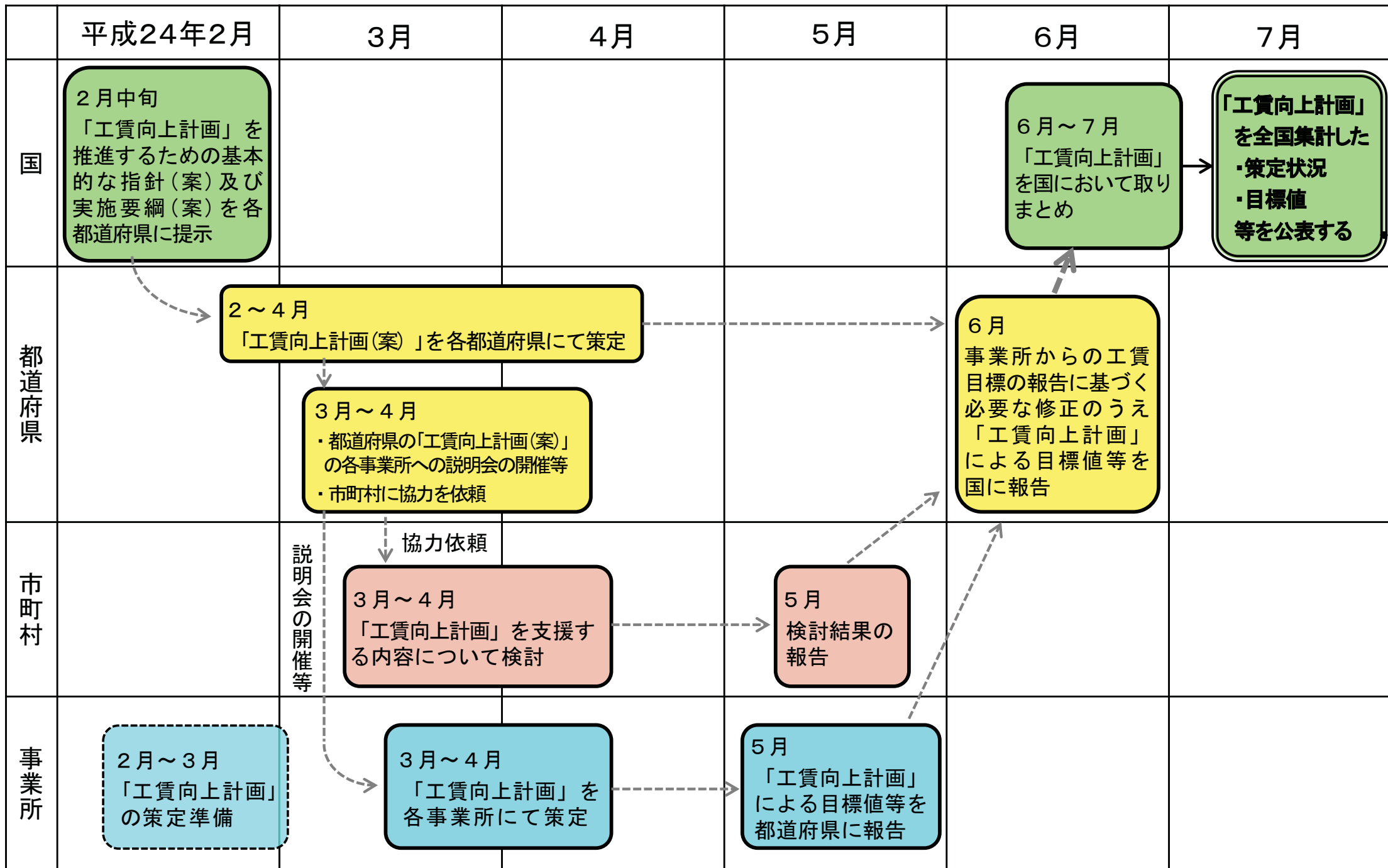
| | |
|------|--|
| | 18年度 |
| 予算 | — |
| 国 | 工賃水準ステップアップ事業実施 授産施設に経営コンサルタントを派遣し、経営改善を図るモデル事業 |
| | 実施結果を検証し、19年度事業に反映 |
| 都道府県 | |

| 19年度 | 20年度 | 21年度 | 22年度 | 23年度 |
|--|--|---|--|--|
| 5億円 | 15億円 | 16億円 | 8億円 | 5億円 |
| 工賃倍増計画の各地域への事例を基に、他地域へのノウハウを提供 先進事例の収集を図り、広く公表する等の情報提供を実施 | 各都道府県の工賃実態等の把握 | ①工賃引き上げの一環として事業の見直し等を行う事業所が多数所在する都道府県に対する後押し支援 ②福祉施設の受注確保に向けた取組強化 | ①工賃引き上げの一環として事業の見直し等を行う事業所が多数所在する都道府県に対する後押し支援 ②福祉施設の受注確保に向けた取組強化 | ①工賃引き上げの一環として事業の見直し等を行う事業所が多数所在する都道府県に対する後押し支援 ②福祉施設の受注確保に向けた取組強化 |
| 円卓会議等の場を活用し、障害者に対する企業からの仕事の発注を奨励する仕組みを紹介するとともに、工賃倍増計画における助言を行う | ①コンサルタントによる施設経営支援 ②事業所職員職場実習コーディネーター配置及び受入企業の開拓 ③説明会等の実施による施設職員等の意識改革 ④障害者就労に理解を示す企業のPR | 利用者の一般就労に向けた職業能力向上のための職業指導員等の研修を実施(新規) | ①コンサルタントによる施設経営支援 ②生産活動への企業の手法への導入のための職員研修等 | ①コンサルタントによる施設経営支援 ②生産活動への企業の手法への導入のための職員研修等 |
| 地域の企業グループや労働行政とネットワークを構築し、当該ネットワークが中心となり工賃倍増計画を策定 | ①コンサルタントによる施設経営支援 ②事業所職員職場実習コーディネーター配置及び受入企業の開拓 ③説明会等の実施による施設職員等の意識改革 ④障害者就労に理解を示す企業のPR | ①福祉施設の受注確保に向けた取組の一環として、「共同受注窓口組織」整備事業を実施(実績:6道府県) ②未着手事業所に対する意識啓発、工賃向上計画骨子作成研修実施 | ①福祉施設の受注確保に向けた取組の一環として、「共同受注窓口組織」整備事業を実施(全国8箇所を予定) ②未着手事業所に対する意識啓発、工賃向上計画骨子作成研修実施 | ①福祉施設の受注確保に向けた取組の一環として、「共同受注窓口組織」整備事業を実施(全国8箇所を予定) ②未着手事業所に対する意識啓発、工賃向上計画骨子作成研修実施 |

行政刷新会議の指摘を受け事業内容を見直し

| 24年度 | 25年度 | 26年度 |
|--|------|------|
| 4億円 | | |
| 工賃向上計画については、各都道府県のこれまでの取組の検証を踏まえた見直しを行った上で、経営改善や商品開発、市場開拓など、工賃引き上げに資する就労継続支援B型事業所等に対する安定的な仕事の確保に向けた取組を支援する | | |
| 1 基本事業(補助率 1/2) | | |
| ① 経営力育成・強化 工賃向上計画の策定及び管理者の意識向上を図る【新たに追加】 | | |
| ② 技術向上 専門家(例:農業等)による技術指導や経営指導のアドバイス等を行う【新たに追加】 | | |
| ③ 経営コンサルタント派遣による、個別事業所の工賃引き上げの推進【継続】 | | |
| ④ 事業所職員の人材育成に関する経費【継続】 <ul style="list-style-type: none"> 事業所職員の人材育成(スキルアップ、経営ノウハウの向上)のための研修 インターネットを活用した情報提供(研修用資料、データ)に関する経費 | | |
| 2 特別事業(補助率 10/10) | | |
| ① 共同化推進 共同受注窓口を継続できる体制の確立を図る【継続・拡大】 | | |
| ② 工賃引き上げに積極的な事業所による好事例の紹介、説明会の実施【継続】 | | |
| ③ 事業者の経営意識の向上(未着手事業所への説明会)【継続】 | | |

工賃向上計画作成スケジュール(案)



※ 1月19日の全国厚生労働関係部局長会議の資料から見直しをしている。

平成22年度工賃（賃金）月額の実績について

1. 調査の概要

(1) 調査の目的

平成19年度から「工賃倍増5か年計画」により、障害者の経済的自立のため工賃水準の引上げに向けて支援を行っているが、工賃（賃金）の実態調査を行い、今後の施策の参考に資するもの。

(2) 調査対象施設

- ① 新体系：就労継続支援A型事業所、就労継続支援B型事業所
- ② 旧体系：福祉工場、入所・通所授産施設、小規模通所授産施設

(3) 回収状況

7,098 事業所（調査対象 7,101 事業所のうち、回収率 99.96%）

(4) 工賃（賃金）の範囲

工賃、賃金、給与、手当、賞与その他名称を問わず、事業者が利用者に支払う全て

2. 調査結果 （詳細は別紙1～4参照）

○ 工賃倍増5か年計画の対象施設の平均工賃の伸び（対前年度）

（平成21年度）
12,695 円 → （平成22年度）
13,079 円 （1人あたり 月額）

| 対象事業所 | | 平均工賃（賃金）〈増減率〉 |
|--|-------------|--|
| 工賃倍増5か年計画の対象施設 ^(※) の平均工賃 | | <small>（平成18年度）</small> 12,222 円 → <small>（平成22年度）</small> 13,079 円 〈107.0%〉 |
| <small>※ 就労継続支援B型事業所、入所・通所授産施設、小規模通所授産施設</small> | | |
| 対 象 | 就労継続支援B型事業所 | 13,443 円 |
| | 入所・通所授産施設 | 12,568 円 |
| | 小規模通所授産施設 | 9,194 円 |
| 対 象 外 | 就労継続支援A型事業所 | 71,693 円 |
| | 福祉工場 | 132,274 円 |
| 全施設の平均工賃（賃金） | | 17,841 円 |

（参考）

○ 就労継続支援B型事業所（平成22年度末時点）で、平成18年度から継続して工賃倍増5か年計画の対象となっている施設の平均工賃

| 対象事業所 | 平均工賃（賃金）〈増減率〉 |
|---|--|
| 就労継続支援B型事業所（平成22年度末時点）で、平成18年度から継続して工賃倍増5か年計画の対象となっている施設の平均工賃 | <small>（平成18年度）</small> 12,431 円 → <small>（平成22年度）</small> 14,304 円 〈115.1%〉 |

平成 22 年度平均工賃一覧

| 施設種別 | 施設数(箇所) | 平均工賃(賃金) |
|---|---------|----------|
| 工賃倍増計画対象施設(※) (※)就労継続支援B型事業所+授産施設+小規模通所授産施設 | 6,356 | 13,079 円 |

(内訳)

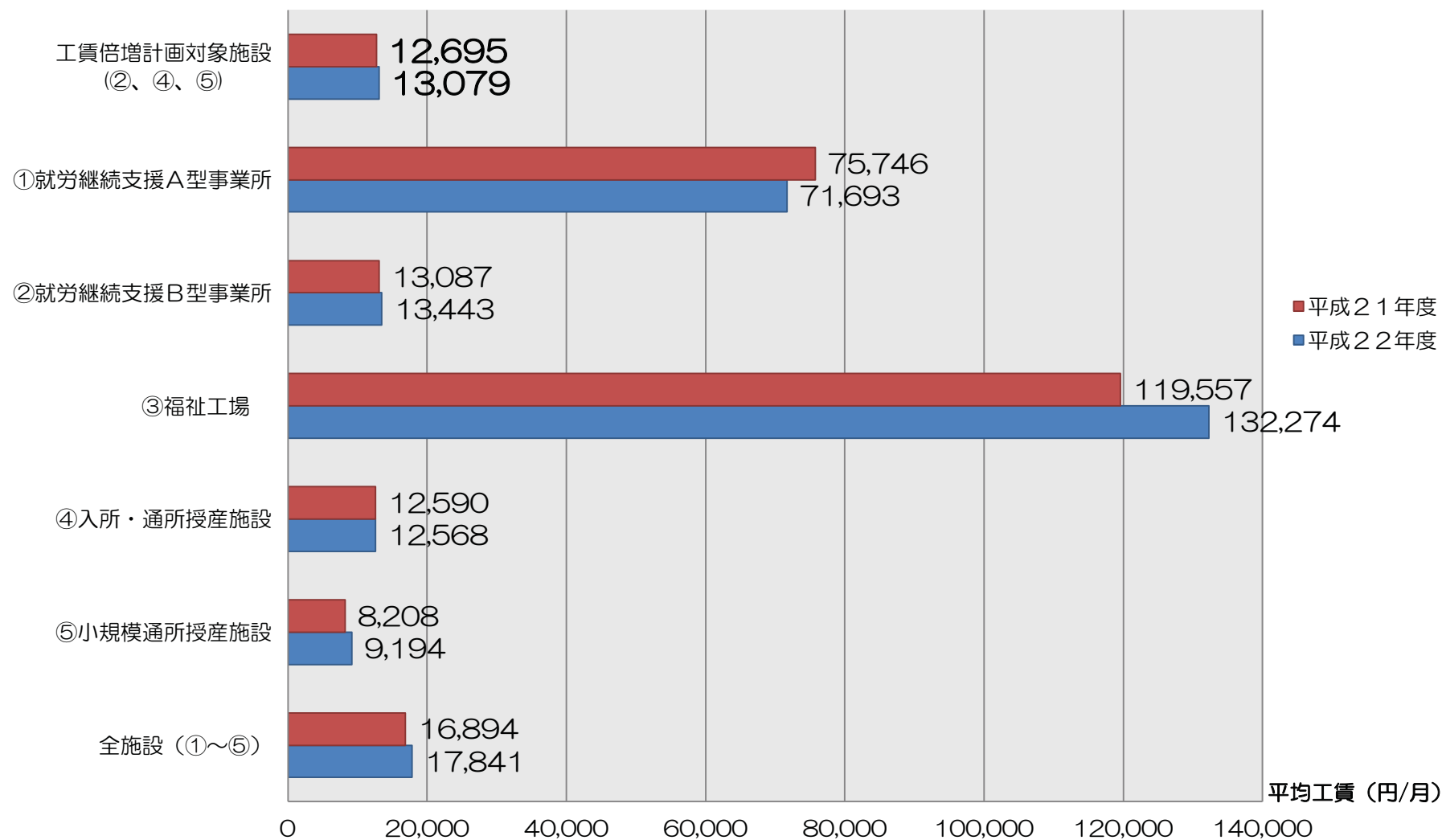
| | | | | | |
|-------------|-------------|-----|-----------|-----------|----------|
| ※ 対象施設 | 就労継続支援B型事業所 | | 4,880 | 13,443 円 | |
| | 授産施設 | 身体 | 入所 | 81 | 16,634 円 |
| | | | 通所 | 138 | 17,741 円 |
| | | 知的 | 入所 | 140 | 10,201 円 |
| | | | 通所 | 791 | 12,132 円 |
| | | 精神 | 入所 | 10 | 10,631 円 |
| | | | 通所 | 112 | 13,059 円 |
| | 入所・通所授産施設合計 | | 1,272 | 12,568 円 | |
| | 小規模通所授産施設 | 身体 | 60 | 9,480 円 | |
| | | 知的 | 55 | 11,041 円 | |
| 精神 | | 89 | 7,930 円 | | |
| 小規模通所授産施設合計 | | 204 | 9,194 円 | | |
| 対象外 | 就労継続支援A型事業所 | | 715 | 71,693 円 | |
| | 福祉工場 | 身体 | 12 | 184,416 円 | |
| | | 知的 | 13 | 87,589 円 | |
| | | 精神 | 2 | 46,253 円 | |
| 福祉工場合計 | | 27 | 132,274 円 | | |
| 全施設平均工賃 | | | 7,098 | 17,841 円 | |

(参考)

- 就労継続支援B型事業所(平成22年度末時点)で、平成18年度から継続して工賃倍増5か年計画の対象となっている施設の平均工賃

| 施設種別 | 施設数(箇所) | 平均工賃(賃金) |
|---|---------|----------|
| 就労継続支援B型事業所(平成22年度末時点)で、平成18年度から継続して工賃倍増5か年計画の対象となっている施設の平均工賃 | 1,730 | 14,304 円 |

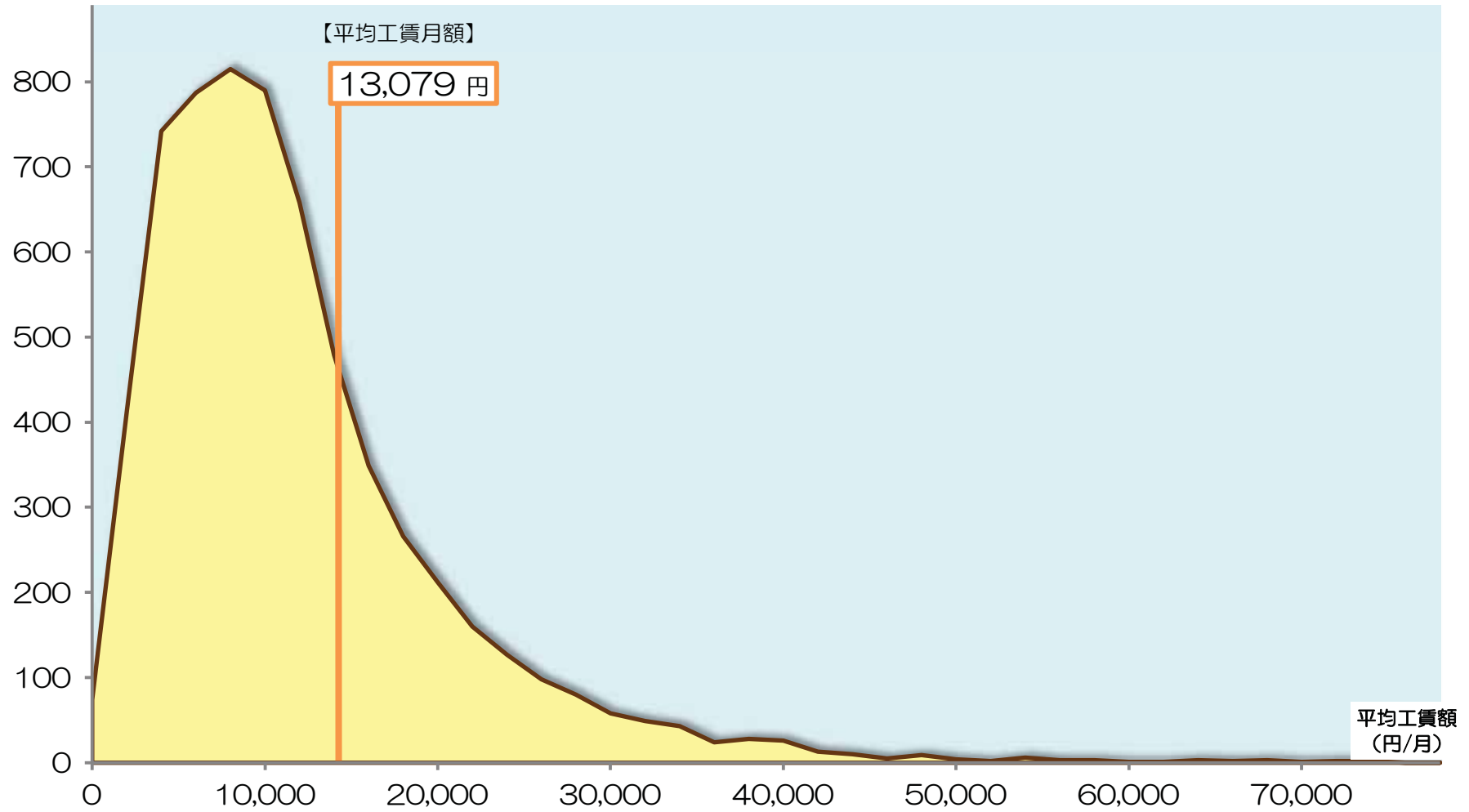
平成21・22年度平均工賃（施設種別）



注) 図中の棒グラフは上が平成21年度分、下が平成22年度分

平成22年度平均工賃分布図（平均工賃別施設数）

施設数
(箇所)



※ 工賃倍増5か年計画対象施設（就労継続支援B型事業所、授産施設、小規模通所授産施設）

平成 22 年度平均工賃一覽（都道府県別）

(円/月額)

| 都道府県 | 工賃倍増5か年計画 対象施設 平均工賃 |
|------|---------------------------|
| 北海道 | 16,649 |
| 青森県 | 10,699 |
| 岩手県 | 16,209 |
| 宮城県 | 14,596 |
| 秋田県 | 12,113 |
| 山形県 | 9,911 |
| 福島県 | 11,241 |
| 茨城県 | 10,167 |
| 栃木県 | 13,321 |
| 群馬県 | 12,744 |
| 埼玉県 | 12,456 |
| 千葉県 | 12,232 |
| 東京都 | 14,285 |
| 神奈川県 | 12,406 |
| 新潟県 | 12,420 |
| 富山県 | 12,045 |
| 石川県 | 13,768 |
| 福井県 | 17,918 |
| 山梨県 | 14,224 |
| 長野県 | 12,290 |
| 岐阜県 | 10,693 |
| 静岡県 | 13,173 |
| 愛知県 | 13,537 |
| 三重県 | 12,477 |

| 都道府県 | 工賃倍増5か年計画 対象施設 平均工賃 |
|------|---------------------------|
| 滋賀県 | 14,522 |
| 京都府 | 14,307 |
| 大阪府 | 9,244 |
| 兵庫県 | 11,477 |
| 奈良県 | 11,265 |
| 和歌山県 | 14,414 |
| 鳥取県 | 14,620 |
| 島根県 | 14,683 |
| 岡山県 | 10,967 |
| 広島県 | 13,474 |
| 山口県 | 14,511 |
| 徳島県 | 17,426 |
| 香川県 | 11,547 |
| 愛媛県 | 12,912 |
| 高知県 | 16,275 |
| 福岡県 | 11,791 |
| 佐賀県 | 16,153 |
| 長崎県 | 13,409 |
| 熊本県 | 13,093 |
| 大分県 | 14,059 |
| 宮崎県 | 12,128 |
| 鹿児島県 | 13,355 |
| 沖縄県 | 12,892 |
| 平均工賃 | 13,079 |

障害者就労施設における農業分野への取り組み (障害者福祉施策と農業施策の連携)

障害者福祉サービス事業者

多くの障害者施設において、農園芸活動が行われており、稲作や野菜・果樹・花き栽培、畜産(養鶏、養豚)、農産加工から販売など幅広い分野で取り組まれている。

※約3,300施設のうち671施設

(H20.3全国社会就労センター協議会調)

取り組む理由

- ① 障害程度に応じた作業が可能
- ② 自然や動植物とのふれあいによる情緒安定(心身回復・リハビリ効果)
- ③ 一般就労に向けた体力・精神面での訓練など

農業生産法人、農家

- ・高齢化や過疎化により減り続けている農業従事者の確保
- ・耕作放棄地の活用
- ・食料自給率の向上

農業法人等の障害者受入のメリット

- ① 作業の補助労働力
- ② 農業として障害者の雇用促進という社会的要請に貢献

障害者の就労を支援する福祉関係者から、農業関係者に対し、農業分野全般について、具体的な知識、技術の伝授や農地を利用したいとの声がある。

- ・障害者への指導に当たって必要な知識等を得たいため
- ・生産量の安定・確保・拡大のため
- ・販路の拡大、経営の安定のため
- ・障害者の工賃アップを図るため

障害者雇用に不安や心配、課題。

- ・障害者に適した業務がわからない
- ・障害者の事故や怪我が心配
- ・障害者のための環境整備

連携(案)

○行政レベル:福祉部局と農業部局の連携(連絡会議の開催、関係情報の連携・交換)

- ・農業関係者に対する理解促進、啓発活動、情報提供→研修会、セミナーの実施、HPを活用した情報の提供

○障害者福祉サービス事業者と農業法人等の連携

- ・耕作放棄地を活用し農業法人等による指導→訓練・実習を通じた、障害者雇用の促進、就労の場の拡大

障害者雇用・就労の推進に向けて

農業分野における 障害者の雇用・就労

農業側

福祉側

- 農業従事者が減少・高齢化する中で、補助労働力として障害者に期待
- 障害者の雇用促進により農業として社会的要請に貢献

- 農業は、障害の程度に応じた作業が可能
- 自然や動植物とのふれあいにより情緒が安定（心身回復・リハビリ効果）
- 農業は、一般就労に向けての体力・精神面での訓練が可能



しかし

- ×障害者雇用に関心・情報不足
- ×障害者の雇用方法に対する不安（作業体系・環境の整備、従事させる作業内容や指導方法が分からない）
- ×雇用後のフォローに対する不安（障害者を雇用後、相談できる人がいない）

- ×農業分野に関わりたくても技術・経験をもった人材が少ない
- ×現在農業分野を授産（作業）科目としているが、更なる高度化を目指すためにどのようにしたらよいか分からない

施設外就労による一部の作業の請負と職場実習（施設外支援）の受入れ

障害福祉サービス事業所と請負作業に関する契約を締結した上で一部の作業を委託するものです。

また、農業者が所有する機械類を作業に使用する場合には、使用貸借契約も必要となります。障害者に支援スタッフが同行して、請け負った作業を独立して行うこととなりますので、障害者への作業指示等は支援スタッフが行うこととなります。

このため、事前に支援スタッフに作業内容を理解してもらうことが必要です。

また、請負契約に基づく報酬を障害福祉サービス事業所に支払うこととなります。

① 施設外就労

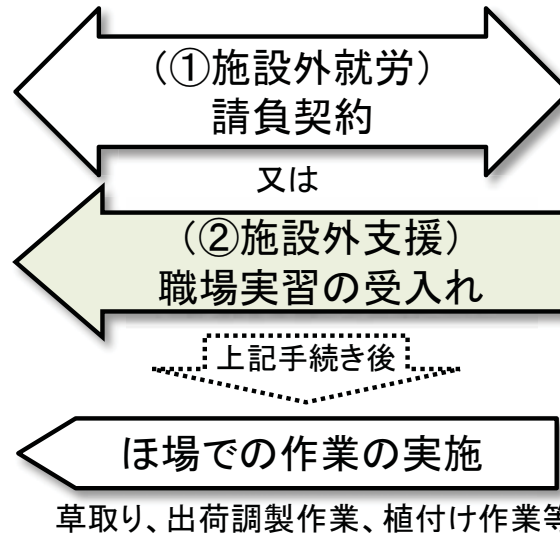
② 施設外支援 (職場実習)

いわゆる一般的な職場実習として障害福祉サービス事業所から実習生を受け入れるものです。農業者が直接指導を行います。

事前の支援やフォローは支援スタッフが行います。

(緊急の事態が起きた場合には、障害福祉サービス事業所が対応します。)

農家・農業法人等



障害福祉サービス事業所
(就労継続支援(A型・B型)事業所、
就労移行支援事業所を指します)

- ◇直接、地域にある障害福祉サービス事業所(就労継続支援A型・B型、就労移行支援)と調整することとなります。また、市町村の障害福祉担当者に障害福祉サービス事業所を紹介してもらう方法もあります。
- ◇どのようなことを依頼できるのか、どのような準備が必要なのかなど相談しながら進めましょう。
- ◇農作業経験のある障害福祉サービス事業所もあります。

平成23年度障害者就業・生活支援センター 一覧 (計313センター)

(平成24年1月31日現在)

| 都道府県 | センター名 | 運営法人 | センター郵便番号 | センター所在地 | センター電話番号 |
|------|-------------------------------|----------------|----------|------------------------------|--------------|
| 北海道 | 札幌障がい者就業・生活支援センター たすく | (社福)愛和福祉会 | 060-0807 | 札幌市北区北7条西1-1-18 丸増ビル301号室 | 011-728-2000 |
| | 小樽後志地域障がい者就業・生活支援センター ひろば | (社福)後志報恩会 | 047-0024 | 小樽市花園2-6-7 プラムビル3階 | 0134-31-3636 |
| | 道南しょうがい者就業・生活支援センター すてつぷ | (社福)侑愛会 | 041-0802 | 函館市石川町41-3 | 0138-34-7177 |
| | くしろ・ねむろ障がい者就業・生活支援センター ふれん | (社福)釧路のぞみ協会 | 085-0006 | 釧路市双葉町17-18 | 0154-65-6500 |
| | 十勝障害者就業・生活支援センター だいち | (社福)慧誠会 | 080-0016 | 帯広市西6条南6-3 ソネビル2階 | 0155-24-8989 |
| | 空知しょうがい者就業・生活支援センター ひびき | (社福)北海道光生会 | 072-0017 | 美瑛市東6条南1-5-1 | 0126-66-1077 |
| | オホーツク障害者就業・生活支援センター あおぞら | (社福)川東の里 | 090-0040 | 北見市大通西2-1 | 0157-69-0088 |
| | 上川中南部障害者就業・生活支援センター きたのまち | (社福)旭川旭親会 | 078-8329 | 旭川市宮前通東4155-30 おびつた1階 | 0166-38-1001 |
| | 胆振日高障がい者就業・生活支援センター すて〜じ | (社福)北海道社会福祉事業団 | 052-0014 | 伊達市舟岡町334-9 あい・ぷらざ1階 | 0142-82-3930 |
| | 石狩障がい者就業・生活支援センター のいける | (社福)はるにれの里 | 061-3282 | 石狩市花畔2条1-9-1 北ガスプラザ石狩2階 | 0133-76-6767 |
| | 道北障害者就業・生活支援センター いきぬき | (社福)道北センター福祉会 | 096-0011 | 名寄市西1条南8-19-2 | 01654-2-6168 |
| 青森県 | 津軽障害者就業・生活支援センター | (社福)七峰会 | 036-1321 | 弘前市大字熊鳴字亀田184-1 | 0172-82-4524 |
| | 青森藤チャレンジド就業・生活支援センター | (社福)藤聖母園 | 030-0841 | 青森市奥野2-25-9 | 017-722-3013 |
| | 障害者就業・生活支援センター みなと | (医)清照会 | 031-0041 | 八戸市廿三日町18 | 0178-44-0201 |
| | 障害者就業・生活支援センター 月見野 | (社福)健誠会 | 038-2816 | つがる市森田町森田月見野473-2 | 0173-26-4242 |
| | 障害者就業・生活支援センター みさわ | (財)こころすこやか財団 | 033-0052 | 三沢市本町1-62-9 | 0176-27-6738 |
| 岩手県 | 胆江障害者就業・生活支援センター | (社福)愛護会 | 023-0824 | 奥州市水沢区台町6-28 | 0197-51-6306 |
| | 宮古地区チャレンジド就業・生活支援センター | (社福)若竹会 | 027-0073 | 宮古市緑ヶ丘2-3 はあとふるセンターみやこ内 | 0193-71-1245 |
| | 盛岡広域障害者就業・生活支援センター | (社福)千晶会 | 020-0015 | 盛岡市本町通3-19-1 岩手県福祉総合相談センター2階 | 019-605-8822 |
| | 一関広域障害者就業・生活支援センター | (社福)平成会 | 029-0131 | 一関市狐禅寺字石の瀬61-3 | 0191-34-9100 |
| | 久慈地区チャレンジド就業・生活支援センター | (社福)修倫会 | 028-0061 | 久慈市中央4-34 | 0194-66-8585 |
| | 岩手中部障がい者就業・生活支援センター しごとネットさくら | (社福)岩手県社会福祉事業団 | 024-0092 | 北上市本通り2-1-10 | 0197-63-5791 |
| | 二戸圏域チャレンジド就業・生活支援センター カシオペア | (NPO)カシオペア障連 | 028-6103 | 二戸市石切所字川原28-7 | 0195-26-8012 |
| | 気仙障がい者就業・生活支援センター | (社福)大洋会 | 022-0003 | 大船渡市盛町字東町11-12 | 0192-27-0833 |

| 都道府県 | センター名 | 運営法人 | センター郵便番号 | センター所在地 | センター電話番号 |
|------|--|---------------------|----------|----------------------------|--------------|
| | 釜石大槌地域障がい者就業・生活支援センター キックオフ | (社福)翔友 | 026-0034 | 釜石市中妻町1-4-20 | 0193-55-4181 |
| 宮城県 | 石巻地域就業・生活支援センター | (社福)石巻祥心会 | 986-0861 | 石巻市蛇田字小斎24-1 コスモス内 | 0225-95-6424 |
| | 県北地域福祉サービスセンター 障害者就業・生活支援センター Link | (社福)宮城県社会福祉協議会 | 989-6162 | 大崎市古川駅前大通1-5-18 ふるさとプラザ2階 | 0229-21-0266 |
| | 県南障害者就業・生活支援センター コノコノ | (社福)白石陽光園 | 989-0225 | 白石市東町2-2-33 | 0224-25-7303 |
| | 障害者就業・生活支援センター わ〜く | (社福)宮城県社会福祉協議会 | 989-2432 | 岩沼市中央2-5-26 | 0223-25-4580 |
| | 障害者就業・生活支援センター ゆい | (社福)恵泉会 | 987-0511 | 登米市迫町佐沼字中江1-10-4 | 0220-21-1011 |
| | 障害者就業・生活支援センター かなえ | (社福)洗心会 | 988-0002 | 気仙沼市錦町2-5-10 | 0226-24-5161 |
| | くりはら障がい者就業・生活支援センター あしすと | (NPO)栗原市障害者就労支援センター | 987-2252 | 栗原市築館薬師4-4-17 | 0228-24-9188 |
| 秋田県 | 秋田県南障害者就業・生活支援センター | (社福)慈泉会 | 014-0043 | 大仙市大曲戸巻町2-68 | 0187-88-8713 |
| | ウェルビューいずみ障害者就業・生活支援センター | (社福)いずみ会 | 010-0817 | 秋田市泉菅野2-17-27 | 018-896-7088 |
| | 秋田県北障害者就業・生活支援センター | (社福)大館圏域ふくし会 | 017-0897 | 大館市字三ノ丸103-4 大館市総合福祉センター2階 | 0186-57-8225 |
| | 秋田県能代山本障害者就業・生活支援センター | (社福)秋田虹の会 | 016-0873 | 能代市市長崎42-1 | 0185-88-8296 |
| | 由利本荘・にかほ圏域 就業・生活支援センター E-SUPPORT(イーサポート) | (社福)秋田県社会福祉事業団 | 018-0604 | 由利本荘市西目町沼田字新道下2-415 | 0184-44-8578 |
| 山形県 | 置賜障害者就業・生活支援センター | (社福)山形県社会福祉事業団 | 993-0016 | 長井市台町4-24 | 0238-88-5357 |
| | 村山障害者就業・生活支援センター ジョブサポートばる | (社福)山形県社会福祉事業団 | 990-0861 | 山形市江俣1-9-26 | 023-682-0210 |
| | 庄内障害者就業・生活支援センター サポートセンターかでの | (社福)山形県社会福祉事業団 | 998-0865 | 酒田市北新橋1-1-18 | 0234-24-1236 |
| | 最上障害者就業・生活支援センター | (社福)友愛の里 | 996-0085 | 新庄市堀端町8-3 | 0233-23-4528 |
| 福島県 | いわき障害者就業・生活支援センター | (社福)いわき福音協会 | 970-8026 | いわき市平字堂ノ前2 | 0246-24-1588 |
| | 県中地域障害者就業・生活支援センター | (社福)ほっと福祉記念会 | 963-8803 | 郡山市横塚3-4-21 | 024-941-0570 |
| | 会津障害者就業・生活支援センター ふろんていあ | (社福)若樹会 | 965-0006 | 会津若松市一箕町大字鶴賀字下柳原88-4 | 0242-85-6592 |
| | 相双障害者就業・生活支援センター | (社福)福島県福祉事業協会 | 976-0032 | 南相馬市原町区桜井町1-77-2 | 0244-24-3553 |
| | 県南障がい者就業・生活支援センター | (社福)福島県社会福祉事業団 | 961-0905 | 白河市本町2 マイタウン白河2階 | 0248-23-8031 |
| | 県北障害者就業・生活支援センター | (社福)つばさ福祉会 | 960-8164 | 福島市八木田字並柳41-5 | 024-529-6800 |
| 茨城県 | 水戸地区障害者就業・生活支援センター | (社福)水戸市社会福祉事業団 | 311-4141 | 水戸市赤塚1-1 ミオスビル2階 | 029-309-6630 |
| | 障害者就業・生活支援センター なかま | (社福)慶育会 | 308-0811 | 筑西市茂田1740 | 0296-22-5532 |
| | 障害者就業・生活支援センター かい | (社福)白銀会 | 315-0005 | 石岡市鹿の子4-16-52 | 0299-22-3215 |

| 都道府県 | センター名 | 運営法人 | センター郵便番号 | センター所在地 | センター電話番号 |
|------|------------------------------|---------------------|----------|-------------------------------|--------------|
| | 障害者就業・生活支援センター かすみ | (NPO)自立支援ネットワーク | 300-0053 | 土浦市真鍋新町1-14 | 029-827-1104 |
| | かしま障害者就業・生活支援センター まつぼっくり | (社福)鹿島育成園 | 314-0032 | 鹿嶋市宮下2-1-24 | 0299-82-6475 |
| | つくばLSC障害者就業・生活支援センター | (社福)創志会 | 300-2645 | つくば市上郷7563-67 | 029-847-8000 |
| | 障がい者就業・生活支援センター KUINA | (社福)町にくらす会 | 312-0004 | ひたちなか市長砂1561-4 | 029-202-0777 |
| | 障害者就業・生活支援センター 慈光倶楽部 | (社福)慈光学園 | 306-0504 | 坂東市生子1617 | 0280-88-7690 |
| | 障害者就業・生活支援センターまゆみ | (医)圭愛会 | 316-0003 | 日立市多賀町1-3-6 | 0294-36-2878 |
| 栃木県 | 県南圏域障害者就業・生活支援センター めーぷる | (社福)せせらぎ会 | 321-0201 | 下都賀郡壬生町大字安塚2032 せせらぎ会通勤寮かえで寮内 | 0282-86-8917 |
| | 両毛圏域障害者就業・生活支援センター | (社福)足利むつみ会 | 326-0032 | 足利市真砂町1-1 栃木県安足健康福祉センター内 | 0284-44-2268 |
| | 県北圏域障害者就業・生活支援センター ふれあい | (社福)とちぎ健康福祉協会 | 329-1312 | さくら市桜野1270 | 028-681-6633 |
| | 県東圏域障害者就業・生活支援センター チャレンジセンター | (社福)こぶしの会 | 321-4305 | 真岡市荒町111-1 | 0285-85-8451 |
| | 県西圏域障害者就業・生活支援センター フィールド | (社福)希望の家 | 322-0007 | 鹿沼市武子1566 希望の家内 | 0289-60-2588 |
| | 宇都宮圏域障害者就業・生活支援センター | (社福)飛山の里福祉会 | 321-0964 | 宇都宮市駅前通り3-4-13 森下ビル3階 | 028-678-3256 |
| 群馬県 | 障害者就業・生活支援センター エブリィ | (社福)はるな郷 | 370-0065 | 高崎市末広町115-1 高崎市総合福祉センター内 | 027-361-8666 |
| | 障害者支援センター わーくさぼーと | (社福)杜の舎 | 373-0026 | 太田市東本町53-20 太田公民館東別館内 | 0276-57-8400 |
| | 障害者就業・生活支援センター みずさわ | (社福)薫英会 | 370-3606 | 北群馬郡吉岡町上野田3480-1 | 0279-30-5235 |
| | 障害者就業・生活支援センター ワークセンターまえばし | (社福)すてっぷ | 371-0017 | 前橋市日吉町2-17-10 前橋市総合福祉会館1階 | 027-231-7345 |
| | 障がい者就業・生活支援センター メルシー | (社福)明清会 | 372-0001 | 伊勢崎市波志江町571-1 | 0270-25-3390 |
| | 障害者就業支援センター トータス | (社福)かんな会 | 375-0014 | 藤岡市下栗須873-1 福祉支援センターもくせい内 | 0274-22-5933 |
| | 障がい者就労・生活支援センター さんわ | (社福)三和会 | 376-0121 | 桐生市新里町新川3743 | 0277-74-6981 |
| | 障害者就業・生活支援センターコスモス | (社福)北毛清流会 | 378-0053 | 沼田市東原新町1801-40 | 0278-24-6226 |
| 埼玉県 | 障害者就業・生活支援センター ZAC | (NPO)東松山障害者就労支援センター | 355-0013 | 東松山市小松原町17-19 | 0493-24-5658 |
| | 障害者就業・生活支援センター こだま | (社福)美里会 | 367-0101 | 児玉郡美里町大字小茂田756-3 | 0495-76-0627 |
| | 埼葛北障害者就業・生活支援センター | (社福)啓和会 | 346-0011 | 久喜市青毛753-1 ふれあいセンター久喜内 | 0480-21-3400 |
| | 秩父障がい者就業・生活支援センター キャップ | (社福)清心会 | 368-0051 | 秩父市中村町3-12-23 秩父市ふれあいセンター内 | 0494-22-2870 |
| | 障害者就業・生活支援センター CSA | (社福)あげお福祉会 | 362-0075 | 上尾市柏座1-1-15 プラザ館5階 | 048-767-8991 |
| | 障がい者就業・生活支援センター 遊谷 | (社福)熊谷礎福祉会ララク遊 | 360-0041 | 熊谷市宮町2-65 熊谷市立障害福祉会館2階 | 048-599-1755 |

| 都道府県 | センター名 | 運営法人 | センター郵便番号 | センター所在地 | センター電話番号 |
|-------------------------|--------------------------------|--------------------------|------------|-----------------------------------|-------------------------------|
| | 障害者就業・生活支援センター かわごえ | (社福)親愛会 | 350-1151 | 川越市大字今福2896-4 | 049-246-5321 |
| | 東部障がい者就業・生活支援センター みらい | (社福)草加市社会福祉事業団 | 340-0001 | 草加市柿木町1105-2 | 048-935-6611 |
| | 障害者就業・生活支援センター みなみ | (社福)戸田わかくさ会 | 335-0021 | 戸田市新曽1321-1 | 048-432-8197 |
| | 障害者就業・生活支援センター SWAN | (社福)ヤマト自立センター | 352-0017 | 新座市菅沢1-3-1 | 048-480-3603 |
| 千葉県 | 障害者就業・生活支援センター あかね園 | (社福)あひるの会 | 275-0024 | 習志野市茜浜3-4-6 京業測量(株)内 | 047-452-2718 |
| | 障害者就業・生活支援センター 千葉障害者キャリアセンター | (NPO)ワークス未来千葉 | 261-0002 | 千葉市美浜区新港43 | 043-204-2385 |
| | 障害者就業・生活支援センター ビック・ハート柏 | (社福)実のりの会 | 277-0005 | 柏市柏1-1-11 ファミ리카しわ3階 | 04-7168-3003 |
| | 障害者就業・生活支援センター 東総就業センター | (社福)ロザリオの聖母会 | 289-2513 | 旭市野中3825 | 0479-60-0211 |
| | 障害者就業・生活支援センター ふる里学舎地域生活支援センター | (社福)佑啓会 | 290-0265 | 市原市今富1110-1 | 0436-36-7762 |
| | 障害者就業・生活支援センター 就職するなら明朗塾 | (社福)光明会 | 285-0026 | 佐倉市錦木仲田町9-3 | 043-235-7350 |
| | 障害者就業・生活支援センター 山武プリオ | (社福)ワーナーホーム | 299-3211 | 山武郡大網白里町細草3221-4 | 0475-77-6511 |
| | 大久保学園障害者就業・生活支援センター | (社福)大久保学園 | 274-0082 | 船橋市大神保町1359-7 船橋市光風みどり園内 | 047-457-7380 |
| | 障害者就業・生活支援センター ビック・ハート松戸 | (社福)実のりの会 | 271-0051 | 松戸市馬橋3240-2 | 047-343-8855 |
| | 障害者就業・生活支援センター エール | (NPO)ぼびあ | 292-0067 | 木更津市中央1-16-12 サンライズ中央1階 | 0438-42-1201 |
| | 障害者就業・生活支援センター 中里 | (社福)安房広域福祉会 | 294-0231 | 館山市中里291 | 0470-20-7188 |
| | 障害者就業・生活支援センター 香取就業センター | (社福)ロザリオの聖母会 | 289-2241 | 香取郡多古町多古694 | 0479-74-8331 |
| | 障害者就業・生活支援センター 長生プリオ | (社福)ワーナーホーム | 297-0012 | 茂原市六ツ野2796-40 | 0475-44-7797 |
| | 障害者就業・生活支援センター 夷隅プリオ | (社福)ワーナーホーム | 298-0004 | いすみ市大原8748-5 | 0470-62-6641 |
| | 障害者就業・生活支援センター いちされん | (NPO)いちされん | 272-0026 | 市川市東大和田1-2-10 市川市分庁舎C棟内 | 047-300-8630 |
| | 障害者就業・生活支援センター はーとふる | (社福)はーとふる | 278-0003 | 野田市鶴奉7-1 野田市役所内1階 | 04-7124-0124 |
| | 東京都 | 障害者就業・生活支援センター ワーキング・トライ | (社福)JHC板橋会 | 174-0072 | 板橋区南常盤台2-1-7 |
| 障害者就業・生活支援センター アイキャリア | | (NPO)障害者支援情報センター | 158-0091 | 世田谷区中町2-21-12 なかまちNPOセンター306号 | 03-3705-5803 |
| 障害者就業・生活支援センター オープナー | | (社福)多摩棕櫚亭協会 | 186-0003 | 国立市富士見台1-17-4 | 042-577-0079 |
| 就業・生活支援センター WEL'S TOKYO | | (NPO)WEL'S新木場 | 101-0054 | 千代田区神田錦町3-21 ちよだプラットフォームスクエアCN312 | 03-5259-8372 070-6524-7014 |
| 障害者就業・生活支援センター TALANT | | (NPO)わかくさ福祉会 | 192-0081 | 八王子市横山町25-9 ツカキスクエア3階 | 042-648-3278 |
| 障害者就業・生活支援センター けるん | | (NPO)青少年自立援助センター | 197-0022 | 福生市本町94-9 山本ビル1F | 042-553-6320 |

| 都道府県 | センター名 | 運営法人 | センター郵便番号 | センター所在地 | センター電話番号 |
|------|-------------------------|--------------------|----------|--------------------------------|--------------|
| 神奈川県 | 障害者支援センター ぼけっと | (社福)よるべ会 | 250-0851 | 小田原市曾比1786-1 オークプラザⅡ | 0465-39-2007 |
| | よこすか障害者就業・生活支援センター | (社福)横須賀市社会福祉事業団 | 238-0041 | 横須賀市本町2-1 | 046-820-1933 |
| | 障がい者就業・生活支援センター サンシティ | (社福)進和学園 | 254-0041 | 平塚市浅間町2-20 | 0463-37-1622 |
| | 横浜市障害者就業・生活支援センター スタート | (社福)こうよう会 | 244-0003 | 横浜市戸塚区戸塚町4111 吉原ビル2階 | 045-869-2323 |
| | 障害者就業・生活支援センター ぼむ | (社福)県央福祉会 | 243-0401 | 海老名市東柏ヶ谷3-5-1 ウエルストーン相模野103 | 046-232-2444 |
| | 湘南障害者就業・生活支援センター | (社福)電機神奈川福祉センター | 251-0041 | 藤沢市辻堂神台1-3-39 タカギビル4階 | 0466-30-1077 |
| | 川崎障害者就業・生活支援センター | (社福)電機神奈川福祉センター | 211-0063 | 川崎市中原区小杉町3-264-3 富士通ユニオンビル3階 | 044-739-1294 |
| | 相模原障害者就業・生活支援センター | (社福)相模原市社会福祉事業団 | 252-0223 | 相模原市中央区松が丘1-23-1 | 042-758-2121 |
| 新潟県 | 障がい者就業・生活支援センター こしじ | (社福)中越福祉会 | 949-5406 | 長岡市浦4712-1 | 0258-92-5163 |
| | 障がい者就業・生活支援センター ハート | (社福)県央福祉会 | 955-0845 | 三条市西本成寺1-28-8 | 0256-35-0860 |
| | 障がい者就業・生活支援センター アシスト | (社福)のぞみの家福祉会 | 957-0053 | 新発田市中央町3-1-1 | 0254-23-1987 |
| | 障がい者就業・生活支援センター さくら | (社福)さくら園 | 943-0892 | 上越市寺町2-20-1 上越市福祉交流プラザ内 | 025-538-9087 |
| | 障がい者就業・生活支援センター らいふあつぷ | (社福)更生慈仁会 | 950-2076 | 新潟市西区上新栄町3-20-18 | 025-250-0210 |
| | 障がい者就業・生活支援センター あおぞら | (社福)十日町福祉会 | 948-0054 | 十日町市高山1360-2 | 025-752-4486 |
| | 障がい者就業・生活支援センター そよかぜ | (社福)佐渡福祉会 | 952-1209 | 佐渡市千種丙205番地2 | 0259-67-7740 |
| 富山県 | 富山障害者就業・生活支援センター | (社福)セーナー苑 | 939-2298 | 富山市坂本3110 社会福祉法人セーナー苑内 | 076-467-5093 |
| | 高岡障害者就業・生活支援センター | (社福)たかおか万葉福祉会かたかご苑 | 933-0935 | 高岡市博労本町4-1 高岡市ふれあい福祉センター2階 | 0766-26-4566 |
| | 新川障害者就業・生活支援センター | (社福)新川むつみ園 | 939-0633 | 下新川郡入善町浦山新2208 | 0765-78-1140 |
| | 砺波障害者就業・生活支援センター | (社福)湊明会 | 939-1374 | 砺波市幸町1-7 富山県砺波総合庁舎内1階 | 0763-33-1552 |
| 石川県 | 金沢障害者就業・生活支援センター | (社福)金沢市社会福祉協議会 | 920-0864 | 金沢市高岡町7-25 金沢市松ヶ枝福祉館内 | 076-231-3571 |
| | こまつ障害者就業・生活支援センター | (社福)こまつ育成会 | 923-0942 | 小松市桜木町96-2 | 0761-48-5780 |
| | さいこうえん障害者就業・生活支援センター | (社福)徳充会 | 926-0811 | 七尾市御祓町子15-9 | 0767-52-0517 |
| 福井県 | 福井障害者就業・生活支援センター ふっとわーく | (社福)福井県福祉事業団 | 910-0026 | 福井市光陽2-3-22 福井県社会福祉センター内 | 0776-97-5361 |
| | 嶺南障害者就業・生活支援センター ひびき | (社福)敦賀市社会福祉事業団 | 914-0063 | 敦賀市神楽町1-3-20 | 0770-20-1236 |
| 山梨県 | 障害者就業・生活支援センター 陽だまり | (社福)八ヶ岳名水会 | 408-0021 | 北杜市長坂町長坂上条2233 北杜市障害者総合支援センター内 | 0551-45-9901 |
| | すみよし障がい者就業・生活支援センター | (財)住吉借成会 | 400-0851 | 甲府市住吉4-11-5 | 055-221-2133 |

| 都道府県 | センター名 | 運営法人 | センター郵便番号 | センター所在地 | センター電話番号 |
|------|----------------------------|----------------------|--------------------------------------|---|--|
| | 障がい者就業・生活支援センター コピット | (社福)ぶどうの里 | 404-0042 | 甲州市塩山上於曾933-1 | 0553-39-8181 |
| | 障がい者就業・生活支援センター ありす | (社福)ありんこ | 403-0017 | 富士吉田市新西原3-4-20 | 0555-30-0505 |
| 長野県 | 上小地域障害者就業・生活支援センター SHAKE | (社福)かりがね福祉会 | 386-0012 | 上田市中央3-5-1 上田市ふれあい福祉センター2階 | 0268-27-2039 |
| | 松本圏域障害者就業・生活支援センター あるぷ | (社福)安曇野福祉協会 | 399-8205 | 安曇野市豊科5712-1 | 0263-73-4664 |
| | 長野圏域障害者就業・生活支援センター ウィズ | (社福)ともいき会 | 380-0935 | 長野市中御所3-2-1 カネカビル1階 | 026-214-3737 |
| | 飯伊圏域障害者就業・生活支援センター ほっとすまいる | (NPO)飯伊圏域障害者総合支援センター | 395-0024 | 飯田市東栄町3108-1 さんとびあ飯田1階 | 0265-24-3182 |
| | 佐久圏域障害者就業・生活支援センター ほーぷ | (社福)佐久コスモス福祉会 | 385-0022 | 佐久市岩村田1880-4 | 0267-66-3563 |
| | 上伊那圏域障害者就業・生活支援センター きらりあ | (社福)伊那市社会福祉協議会 | 396-0023 | 伊那市山寺298-1 | 0265-74-5627 |
| | 北信圏域障害者就業・生活支援センター ぱれっと | (社福)高水福祉会 | 389-2254 | 飯山市南町19-8 雁木ぶらざ内 | 0269-62-1344 |
| | 諏訪圏域障害者就業・生活支援センター すわーくらいふ | (社福)清明会 | 392-0024 | 諏訪市小和田19-3 諏訪市総合福祉センター内 | 0266-54-7013 |
| | 大北圏域障害者就業・生活支援センター スクラムネット | (社福)信濃の郷 | 398-0002 | 大町市大字大町1129 大町総合福祉センター内 | 0261-26-3855 |
| | 木曾圏域障害者就業・生活支援センター ともに | (社福)木曾社会福祉事業協会 | 399-5607 | 木曾郡上松町大字小川1702 ひのきの里総合福祉センター内 | 0264-52-2494 |
| 岐阜県 | 岐阜障害者就業・生活支援センター | (社福)岐阜市社会福祉事業団 | 500-8876 | 岐阜市日ノ出町2-5-2 ハヤシビル2階 | 058-266-4757 |
| | 山ゆり障害者就業・生活支援センター | (社福)飛騨慈光会 | 506-0025 | 高山市天満町4-64-8 第1ビル1F | 0577-32-8736 |
| | ひまわりの丘障害者就業・生活支援センター | (社福)岐阜県福祉事業団 | 501-3938 | 関市桐ヶ丘3-2 | 0575-24-5880 |
| | 西濃障がい者就業・生活支援センター | (社福)あゆみの家 | 503-2123 | 不破郡垂井町栗原2066-2 | 0584-22-5861 |
| | 東濃障がい者就業・生活支援センター サテライト | (社福)陶技学園 | 507-0038(12/8まで) 507-0073(12/9から) | 多治見市白山町1-60 (12/8まで) 多治見市小泉町2-93 ルミナス小泉102(12/9から) | 0572-21-1151(12/8まで) 0572-26-9721(12/9から) |
| 静岡県 | 静岡中東遠障害者就業・生活支援センター ラック | (社福)明和会 | 437-0062 | 袋井市泉町2-10-13 | 0538-43-0826 |
| | 障害者就業・生活支援センター だんだん | 医療法人社団 至空会 | 433-8101 | 浜松市北区三幸町201-4 | 050-3386-8213 |
| | 障害者就業・生活支援センター ひまわり | (社福)あしたか太陽の丘 | 410-0312 | 沼津市原1418-46 | 055-968-1120 |
| | 富士障害者就業・生活支援センター チャレンジ | (社福)誠信会 | 417-0801 | 富士市大淵2075-3 | 0545-88-9478 |
| | 障害者就業・生活支援センター ぱれっと | (社福)ハルモニア | 426-0066 | 藤枝市青葉町2-11-1 | 054-637-2111 |
| | 障害者就業・生活支援センター さつき | (社福)明光会 | 421-1211 | 静岡市葵区慈悲尾180 | 054-277-3019 |
| | 障害者就業・生活支援センター おおむろ | (社福)城ヶ崎いこいの里 | 413-0232 | 伊東市八幡野1259-21 | 0557-53-5501 |
| | 賀茂障害者就業・生活支援センター・わ | (社福)覆育会 | 415-0035 | 下田市東本郷1-7-21 | 0558-22-5715 |

| 都道府県 | センター名 | 運営法人 | センター郵便番号 | センター所在地 | センター電話番号 |
|------|--------------------------------|------------------------|----------|----------------------------------|--------------|
| 愛知県 | 豊橋障害者就業・生活支援センター | (社福)岩崎学園 | 440-0022 | 豊橋市岩崎町字長尾119-2 | 0532-69-1323 |
| | 知多地域障害者就業・生活支援センター ワーク | (社福)愛光園 | 470-2102 | 知多郡東浦町緒川寿久茂129 | 0562-34-6669 |
| | なごや障害者就業・生活支援センター | (社福)共生福祉会 | 453-0012 | 名古屋市東区中村区井深町15-17 泉第一ビル2階 | 052-459-1918 |
| | 西三河障害者就業・生活支援センター 輪輪 | (社福)愛恵協会 | 444-3511 | 岡崎市舞木町字山中町121 | 0564-27-8511 |
| | 尾張北部障害者就業・生活支援センター ようわ | (社福)養楽福祉会 | 480-0305 | 春日井市坂下町4-295-1 | 0568-88-5115 |
| | 尾張西部障害者就業・生活支援センター すろーぷ | (社福)樗の木福祉会 | 494-0012 | 一宮市明地字上平35-1 | 0586-68-6822 |
| | 尾張東部障害者就業・生活支援センター アクト | (社福)ひまわり福祉会 | 488-0833 | 尾張旭市東印場町二反田146 | 0561-54-8677 |
| | 西三河北部障がい者就業・生活支援センター | (社福)豊田市福祉事業団 | 471-0066 | 豊田市栄町1-7-1 | 0565-36-2120 |
| | 海部障害者就業・生活支援センター | (社福)名古屋ライトハウス | 496-0807 | 津島市天王通り6丁目1番地六三ビル1階102号室 | 0567-22-3633 |
| 三重県 | 四日市障害者就業・生活支援センター プラウ | (社福)四日市市社会福祉協議会 | 510-0085 | 四日市市諏訪町2-2 総合会館2階 | 059-354-2550 |
| | 伊勢志摩障害者就業・生活支援センター プレス | (社福)三重済美学院 | 516-0037 | 伊勢市岩淵2-4-9 | 0596-20-6525 |
| | 鈴鹿亀山障害者就業・生活支援センター あい | (社福)和順会 | 513-0801 | 鈴鹿市神戸1-18-18 鈴鹿市役所西館2階 | 059-381-1035 |
| | 伊賀圏域障がい者就業・生活支援センター ジョブサポート ハオ | (社福)名張育成会 | 518-0603 | 名張市西原町2625 | 0595-65-7710 |
| | 障害者就業・生活支援センター そういん | (医)北勢会 | 511-0061 | 桑名市寿町1-11 | 0594-27-7188 |
| | 松阪・多気地域障害者就業・生活支援センター マーベル | (社福)敬真福祉会 | 515-0812 | 松坂市船江町1392-3 松坂ショッピングセンター「マーム」1階 | 0598-50-5569 |
| | 津地域障がい者就業・生活支援センター ふらっと | (社福)聖マッテヤ会 | 514-0033 | 津市丸之内27-10 | 059-229-1380 |
| 滋賀県 | 障害者雇用・生活支援センター (甲賀) | (社福)しがらき会 | 528-8511 | 甲賀市水口町水口6200 | 0748-63-5830 |
| | 障害者就業・生活支援センター 働き・暮らしコトー支援センター | (社福)ひかり福祉会 | 522-0054 | 彦根市西今町87-16 NaSu8-103 | 0749-21-2245 |
| | おおつ障害者就業・生活支援センター | (NPO)おおつ「障害者の生活と労働」協議会 | 520-0044 | 大津市京町3-5-12 森田ビル5階 | 077-522-5142 |
| | 湖西地域障害者就業・生活支援センター | (社福)ゆたか会 | 520-1632 | 高島市今津町桜町2-3-11 | 0740-22-3876 |
| | 湖南地域障害者就業・生活支援センター | (財)滋賀県障害者雇用支援センター | 524-0037 | 守山市梅田町2-1-217 セルバ守山内 | 077-583-5979 |
| | 東近江圏域障害者就業・生活支援センター | (社福)わたむきの里福祉会 | 523-0891 | 近江八幡市鷹飼町571 平和堂近江八幡店5階 | 0748-36-1299 |
| | 湖北地域しょうがい者就業・生活支援センター | (社福)湖北会 | 526-0063 | 長浜市末広町6-2 ワイエフビル18 1階 | 0749-64-5130 |
| 京都府 | 京都障害者就業・生活支援センター | (社福)京都総合福祉協会 | 606-0846 | 京都市左京区下鴨北野々神町26 北山ふれあいセンター内 | 075-702-3725 |
| | 障害者就業・生活支援センター はびねす | (社福)南山城学園 | 611-0033 | 宇治市大久保町北ノ山101-10 | 0774-41-2661 |
| | 障害者就業・生活支援センター わかば | (社福)みずなぎ学園 | 625-0014 | 舞鶴市宇鹿原772-1 | 0773-65-2071 |

| 都道府県 | センター名 | 運営法人 | センター郵便番号 | センター所在地 | センター電話番号 | |
|-------------------|------------------------|-----------------------|----------------|---|----------------|--------------|
| | しょうがい者就業・生活支援センター あん | (社福)京都ライフサポート協会 | 619-0204 | 木津川市山城町上狛前畑12-4 | 0774-86-5056 | |
| | なんたん障害者就業・生活支援センター | (社福)松花苑 | 621-0042 | 亀岡市千代川町高野林西ノ畑16-19 総合生活支援センターしょうかえん内 | 0771-24-2181 | |
| | しょうがい者就業・生活支援センター アイリス | (財)長岡記念財団 | 617-0833 | 長岡京市神足2-3-1 バンピオ1番館7階701-6 | 075-952-5180 | |
| | 障害者就業・生活支援センター こまち | (社福)よさのうみ福祉会 | 629-2503 | 京丹後市大宮町周积1-1 | 0772-68-0005 | |
| 大阪府 | 大阪市障害者就業・生活支援センター | (社福)大阪市障害者福祉・スポーツ協会 | 543-0026 | 大阪市天王寺区東上町4-17 大阪市立中央授産場内 | 06-6776-7336 | |
| | 北河内東障害者就業・生活支援センター | (社福)大阪手をつなぐ育成会 | 574-0036 | 大東市末広町15-6 支援センターさくら内 | 072-871-0047 | |
| | 南河内南障害者就業・生活支援センター | (社福)大阪府障害者福祉事業団 | 586-0024 | 河内長野市西之山町2-21 | 0721-53-6093 | |
| | すいた障害者就業・生活支援センター | (社福)ぶくぶく福祉会 | 564-0031 | 吹田市元町19-15 丸二ビル102号 | 06-6317-3749 | |
| | 高槻市障害者就業・生活支援センター | (社福)花の会 | 569-0071 | 高槻市城北町1-7-16 リーベン城北2階 | 072-662-4510 | |
| | 八尾・柏原障害者就業・生活支援センター | (社福)信貴福祉会 | 581-0853 | 八尾市楽音寺1-84 | 072-940-1215 | |
| | とよなか障害者就業・生活支援センター | (NPO)豊中市障害者就労雇用支援センター | 561-0872 | 豊中市寺内1-1-10 ローゾコミュニティ緑地1階 | 06-4866-7100 | |
| | 東大阪市障害者就業・生活支援センター | (社福)東大阪市社会福祉事業団 | 577-0054 | 東大阪市高井田元町1-2-13 | 06-6789-0374 | |
| | 南河内北障害者就業・生活支援センター | (社福)ふたかみ福祉会 | 583-0856 | 羽曳野市白鳥3-16-3 セシル古市103 | 072-957-7021 | |
| | 枚方市障害者就業・生活支援センター | (社福)であい共生舎 | 573-8666 | 枚方市大垣内町2-1-20 枚方市役所別館1階 | 090-2064-2188 | |
| | 寝屋川市障害者就業・生活支援センター | (社福)光輝会 | 572-0832 | 寝屋川市本町1-2 | 072-822-0502 | |
| | 泉州中障害者就業・生活支援センター | (NPO)あいむ | 597-0072 | 貝塚市畠中1-3-10 | 072-422-3322 | |
| | 茨木・摂津障害者就業・生活支援センター | (社福)摂津市社会福祉事業団 | 566-0034 | 摂津市香露園34-1 摂津市障害者総合支援センター内 | 072-664-0321 | |
| | 北河内西障害者就業・生活支援センター | (社福)明日葉 | 570-0081 | 守口市日吉町1-2-12 守口市身体障害者・高齢者交流会館4階 | 06-6994-3988 | |
| | 泉州北障害者就業・生活支援センター | (NPO)チャレンジド・ネットいづみ | 594-0071 | 和泉市府中町1-8-3 和泉ショッピングセンター2階 | 0725-26-0222 | |
| | 泉州南障害者就業・生活支援センター | (NPO)障害者自立支援センター ほっぷ | 598-0062 | 泉佐野市下瓦屋222-1 泉佐野人権文化センター2階 | 072-463-7867 | |
| | 豊能北障害者就業・生活支援センター | (財)箕面市障害者事業団 | 562-0015 | 箕面市稲1-11-2 ふれあい就労支援センター3階 | 072-723-8801 | |
| | 堺市障害者就業・生活支援センター | (NPO)堺市障害者就労促進協会 | 590-0141 | 堺市南区桃山台1-23-1 | 072-292-1826 | |
| | 兵庫県 | 加古川障害者就業・生活支援センター | (社福)加古川はぐるま福祉会 | 675-0002 | 加古川市山手1-11-10 | 079-438-8728 |
| | | 神戸障害者就業・生活支援センター | (社福)神戸聖隷福祉事業団 | 652-0897 | 神戸市兵庫区駅南通5-1-1 | 078-672-6480 |
| 西播磨障害者就業・生活支援センター | | (社福)兵庫県社会福祉事業団 | 678-0252 | 赤穂市大津1327 赤穂精華園内 | 0791-43-2091 | |
| 淡路障害者就業・生活支援センター | | (社福)兵庫県社会福祉事業団 | 656-1331 | 洲本市五色町都志大日707 | 0799-33-1192 | |

| 都道府県 | センター名 | 運営法人 | センター郵便番号 | センター所在地 | センター電話番号 |
|------|----------------------------|-----------------|----------|---------------------------|--------------|
| | 姫路障害者就業・生活支援センター | (社福)姫路市社会福祉事業団 | 670-0074 | 姫路市御立西5-6-26 職業自立センターひめじ内 | 079-291-6504 |
| | 丹波障害者就業・生活支援センター | (社福)わかたけ福祉会 | 669-2314 | 篠山市東沢田240-1 | 079-554-1566 |
| | 北播磨障害者就業・生活支援センター | (社福)兵庫県社会福祉事業団 | 673-0534 | 三木市緑が丘町本町2-3 | 0794-84-1018 |
| | 阪神北障害者就業・生活支援センター | (社福)いたみ杉の子 | 664-0006 | 伊丹市鴻池1-10-15 | 072-777-7471 |
| | 阪神南障害者就業・生活支援センター | (社福)三田谷治療教育院 | 659-0051 | 芦屋市呉川町14-9 芦屋市保健福祉センター1階 | 0797-22-5085 |
| | 但馬障害者就業・生活支援センター | (社福)とよおか福祉会 | 668-0044 | 豊岡市山王町9-2 NTT但馬ビル1階 | 0796-24-8655 |
| 奈良県 | なら障害者就業・生活支援センター コンパス | (社福)寧楽ゆいの会 | 630-8115 | 奈良市大宮町3-5-39 やまと建設第3ビル302 | 0742-32-5512 |
| | なら東和障害者就業・生活支援センター たいよう | (社福)大和会 | 633-0091 | 桜井市桜井232 ヤガビル3階302号室 | 0744-43-4404 |
| | なら西和障害者就業・生活支援センター ライク | (社福)萌 | 636-0802 | 生駒郡三郷町三室1-10-19 | 0745-51-2001 |
| | なら中和障害者就業・生活支援センター ブリッジ | (社福)奈良県手をつなぐ育成会 | 634-0812 | 橿原市今井町2-9-19 | 0744-23-7176 |
| | なら南和障害者就業・生活支援センター ハローJOB | (社福)せせらぎ会 | 638-0821 | 吉野郡大淀町下淵158-9 | 0747-54-5511 |
| 和歌山県 | 紀南障害者就業・生活支援センター | (社福)やおき福祉会 | 646-0061 | 田辺市上の山2-23-52 | 0739-26-8830 |
| | 障害者就業・生活支援センター つれもて | (社福)一麦会 | 640-8123 | 和歌山市三沢町3-40 | 073-427-8149 |
| | 紀中障害者就業・生活支援センター わーくねっと | (社福)太陽福祉会 | 644-0011 | 御坊市湯川町財部726-9 | 0738-23-1955 |
| | 東牟婁圏域障害者就業・生活支援センター あーち | (社福)和歌山県福祉事業団 | 647-0041 | 新宮市野田1-8 | 0735-21-7113 |
| | 伊都障がい者就業・生活支援センター | (社福)筍憩会 | 648-0074 | 橋本市野5-1 | 0736-32-8246 |
| | 岩出紀の川障害者就業・生活支援センター フロンティア | (社福)きのかわ福祉会 | 649-6226 | 岩出市宮71-1 パストラルビル1階 | 0736-61-6300 |
| | 海草圏域障害者就業・生活支援センター るーと | (社福)和歌山県福祉事業団 | 642-0032 | 海南市名高449 | 073-483-5152 |
| 鳥取県 | 障害者就業・生活支援センター しらはま | (社福)鳥取県厚生事業団 | 689-0201 | 鳥取市伏野2259-17 | 0857-59-6060 |
| | 障害者就業・生活支援センター くらよし | (社福)鳥取県厚生事業団 | 682-0806 | 倉吉市昭和町1-156 | 0858-23-8448 |
| | 障害者就業・生活支援センター しゅーと | (社福)あしーど | 683-0064 | 米子市道笑町2-126-4 稲田地所第5ビル1階 | 0859-37-2140 |
| 島根県 | 浜田障害者就業・生活支援センター レント | (社福)いわみ福祉会 | 697-0027 | 浜田市殿町75-8 | 0855-22-4141 |
| | 出雲障がい者就業・生活支援センター リーフ | (社福)親和会 | 693-0001 | 出雲市今市町北本町1-1-3 セントラルビル3階 | 0853-27-9001 |
| | 松江障害者就業・生活支援センター ぶらす | (社福)桑友 | 690-0852 | 松江市千鳥町70 松江市総合福祉センター3F | 0852-60-1870 |
| | 益田障がい者就業・生活支援センター エスポア | (社福)希望の里福祉会 | 698-0003 | 益田市乙吉町イ336-4 インペリアルビル1階 | 0856-23-7218 |
| | 雲南障害者就業・生活支援センター アーチ | (社福)雲南広域福祉会 | 690-2405 | 雲南市三刀屋町古城45-6 | 0854-45-3150 |

| 都道府県 | センター名 | 運営法人 | センター郵便番号 | センター所在地 | センター電話番号 |
|------|-------------------------|----------------|----------|--------------------------------|---------------|
| | 大田障害者就業・生活支援センター ジョブ亀の子 | (社福)亀の子 | 694-0041 | 大田市長久町長久口267-6 | 0854-84-0271 |
| 岡山県 | 岡山障害者就業・生活支援センター | (社福)旭川荘 | 701-2155 | 岡山市北区中原664-1先 | 086-275-5697 |
| | 倉敷障がい者就業・生活支援センター | (社福)倉敷市総合福祉事業団 | 710-0834 | 倉敷市笹沖180 | 086-434-9886 |
| | 津山障害者就業・生活支援センター | (社福)津山社会福祉事業会 | 708-0841 | 津山市川崎1554 | 0868-21-8830 |
| 広島県 | みどりの町障害者就業・生活支援センター | (社福)みどりの町 | 729-1322 | 三原市大和町箱川1470-2 | 0847-34-1375 |
| | 東部地域障害者就業・生活支援センター | (社福)静和会 | 726-0011 | 府中市広谷町959番地の1 福祉交流館パレットせいわ2F | 0847-46-2636 |
| | 広島中央障害者就業・生活支援センター | (社福)つつじ | 739-0133 | 東広島市八本松町米満461 | 082-497-0701 |
| | 広島障害者就業・生活支援センター | (社)広島県手をつなぐ育成会 | 733-0011 | 広島市西区横川町2丁目5-6 マンション寿々屋201号 | 082-297-5011 |
| | 呉安芸地域障害者就業・生活支援センター | (社)広島県就労振興センター | 737-0051 | 呉市中央5-12-21 呉市福祉会館2階 | 0823-25-8870 |
| | 広島西障がい者就業・生活支援センターもみじ | (医)ハートフル | 738-8512 | 廿日市市新宮1-13-1 あいプラザ3F | 0829-20-1227 |
| | 備北障害者就業・生活支援センター | (社)備北地域生活支援協会 | 728-0013 | 三次市十日市東3-14-25 | 0824-63-1896 |
| 山口県 | 光栄会障害者就業・生活支援センター | (社福)光栄会 | 755-0072 | 宇部市中村3-10-44 | 0836-39-5357 |
| | なごみの里障害者就業・生活支援センター | (社福)下関市民生事業助成会 | 759-6602 | 下関市大字蒲生野字横田250 | 080-6336-0270 |
| | 鳴滝園障害者就業・生活支援センター | (社福)ほおの木会 | 753-0212 | 山口市下小鯖2287-1 | 083-902-7117 |
| | 障害者就業・生活支援センター 蓮華 | (社福)ビタ・フェリーチェ | 740-0018 | 岩国市麻里布町2-3-10 1階 | 0827-28-0021 |
| | 障害者就業・生活支援センター ワークス周南 | (社福)大和福祉会 | 745-0801 | 周南市大字久米716-4 | 0834-39-3700 |
| | ふたば園就業・生活支援センター | (社福)ふたば園 | 758-0025 | 萩市土原565-5 | 0838-21-7066 |
| 徳島県 | 障害者就業・生活支援センター わーくわく | (社福)愛育会 | 771-0214 | 板野郡松茂町満穂字満穂開拓50-5 | 088-699-7523 |
| | 障害者就業・生活支援センター 箆蔵山荘 | (社福)池田博愛会 | 778-0020 | 三好市池田町州津井関1121-1 | 0883-72-2444 |
| | 障害者就業・生活支援センター よりそい | (社福)柏涛会 | 779-2302 | 海部郡美波町北河内字本村344-1 | 0884-77-0434 |
| 香川県 | 障害者就業・生活支援センター 共生 | (社福)恵愛福祉事業団 | 769-2702 | 東かがわ市松原1331-5 | 0879-24-3701 |
| | 障害者就業・生活支援センター オリーブ | (社福)あゆみの会 | 761-8058 | 高松市勅使町398-18 | 087-869-4649 |
| | 障害者就業・生活支援センター くばら | 医療法人社団 三愛会 | 763-0073 | 丸亀市柞原町189-1 | 0877-64-6010 |
| | 障害者就業・生活支援センター つばさ | (社福)三豊広域福祉会 | 768-0014 | 観音寺市流岡町750-1 | 0875-23-2070 |
| 愛媛県 | えひめ障害者就業・生活支援センター | (社福)愛媛県社会福祉事業団 | 790-0843 | 松山市道後町2-12-11 愛媛県身体障害者福祉センター内 | 089-917-8516 |
| | 障害者就業・生活支援センター あみ | (社福)来島会 | 794-0028 | 今治市北宝来町2-2-12 | 0898-34-8811 |

| 都道府県 | センター名 | 運営法人 | センター郵便番号 | センター所在地 | センター電話番号 |
|------|---------------------------------------|--------------------|----------|-------------------------------|--------------|
| | 南予圏域障害者就業・生活支援センター きら | (財)正光会 | 798-0039 | 宇和島市大宮町3-2-10 | 0895-22-0377 |
| | 障害者就業・生活支援センター エール | (社福)わかば会 | 792-0013 | 新居浜市泉池町8-40 | 0897-32-5630 |
| | 八幡浜・大洲圏域障がい者就業・生活支援センター ねっとWorkジョイ | (医)青峰会 | 796-8010 | 八幡浜市五反田1番耕地106番地 | 0894-22-4188 |
| | 障害者就業・生活支援センタージョブあしすとUMA | (社福)澄心 | 799-0404 | 四国中央市三島宮川4-6-55 伊予三島商工会館1階 | 0896-23-6558 |
| 高知県 | 障害者就業・生活支援センター ラポール | (社福)高知県知的障害者育成会 | 787-0010 | 四万十市古津賀1409 | 0880-34-6673 |
| | 高知障害者就業・生活支援センター シャイン | (社福)太陽福祉会 | 780-0935 | 高知市旭町2-21-6 | 088-822-7119 |
| | 障害者就業・生活支援センター ゆうあい | (社福)高知県知的障害者育成会 | 783-0005 | 南国市大埔乙2305 | 088-854-9111 |
| | 障害者就業・生活支援センター ポラリス | (社福)安芸市身体障害者福祉会 | 784-0027 | 安芸市宝永町464-1 | 0887-34-3739 |
| 福岡県 | 北九州障害者就業・生活支援センター | (社福)北九州市手をつなぐ育成会 | 804-0067 | 北九州市戸畑区汐井町1-6 ウェルとばた2階 | 093-871-0030 |
| | 障害者就業・生活支援センター デュナミス | (社福)上横山保育会 | 834-0115 | 八女郡広川町大字新代1110 グランセラーノA・B号 | 0943-32-4477 |
| | 福岡県央障害者就業・生活支援センター | (社福)鞍手ゆたか福祉会 | 822-0024 | 直方市須崎町16-19 | 0949-22-3645 |
| | 障害者就業・生活支援センター 野の花 | (社福)野の花学園 | 810-0044 | 福岡市中央区六本松1-2-22 福岡県社会福祉センター5階 | 092-713-0050 |
| | 障害者就業・生活支援センター じゃんぶ | (社福)豊徳会 | 825-0004 | 田川市大字夏吉4205-3 | 0947-23-1150 |
| | 障害者就業・生活支援センター ほっとかん | (NPO)大牟田市障害者協議会 | 836-0041 | 大牟田市新栄町16-11-1 | 0944-57-7161 |
| | 障害者就業・生活支援センター ちどり | (社福)福岡コロニー | 811-3115 | 古賀市久保1343-3 | 092-940-1212 |
| | 障害者就業・生活支援センター ちくし | (社福)自遊学舎 | 816-0811 | 春日市春日公園5-16 コーポ220-1-1 | 092-592-7789 |
| | 障害者就業・生活支援センター はまゆう | (社福)さつき会 | 811-3431 | 宗像市田熊5-5-1 | 0940-34-8200 |
| | 障害者就業・生活支援センター ちくぜん | (社福)野の花学園 | 838-0214 | 朝倉郡筑前町東小田3539-10 | 0946-42-6801 |
| | 障害者就業・生活支援センター ぼるて | (NPO)久障支援運営委員会 | 830-0033 | 久留米市天神101-1 Mビル1階 | 0942-65-8367 |
| | 障害者就業・生活支援センター BASARA | (NPO)嘉飯山ネット BASARA | 820-0040 | 飯塚市吉原町6-1 あいタウン4階 | 0948-23-5560 |
| | 障害者就業・生活支援センター エール | (社福)みぎわ会 | 824-0036 | 行橋市南泉2-50-1 | 0930-25-7511 |
| 佐賀県 | たちばな会障害者就業・生活支援センター | (社福)たちばな会 | 849-1422 | 嬉野市塩田町大字谷所甲1388 たちばな学園内 | 0954-66-9093 |
| | 社会福祉法人若楠障害者就業・生活支援センター もしもしネット | (社福)若楠 | 841-0005 | 鳥栖市弥生が丘2-134 若楠療育園第一管理棟1階 | 0942-87-8976 |
| | 障害者就業・生活支援センター ワーカーズ・佐賀 | (NPO)ステップ・ワーカーズ | 849-0937 | 佐賀市鍋島3-3-20 | 0952-36-9081 |
| | 障害者就業・生活支援センター RuRi | (社福)東方会 | 848-0035 | 伊万里市二里町大里乙403-1 | 0955-22-6600 |
| 長崎県 | 長崎障害者就業・生活支援センター | (社福)南高愛隣会 | 854-0022 | 諫早市幸町2-18 | 0957-35-4887 |

| 都道府県 | センター名 | 運営法人 | センター郵便番号 | センター所在地 | センター電話番号 |
|------|----------------------------|-----------------|----------|--------------------------------|--------------|
| | 長崎県北地域障害者就業・生活支援センター | (社福)民生会 | 857-0322 | 北松浦郡佐々町松瀬免109-2 | 0956-62-3844 |
| | 障害者就業・生活支援センター ながさき | (社福)ゆうわ会 | 852-8555 | 長崎市茂里町3-24 長崎県総合福祉センター3階 | 095-865-9790 |
| | 障害者就業・生活支援センター けんなん | (社福)南高愛隣会 | 855-0045 | 島原市上の町534-2 | 0957-65-5002 |
| 熊本県 | 熊本障害者就業・生活支援センター | (社福)慶信会 | 860-0844 | 熊本市水道町8-6 朝日生命熊本ビル3階 | 096-288-0500 |
| | 熊本県南部障害者就業・生活支援センター 結 | (社福)慶信会 | 866-0876 | 八代市田中西町15-15 | 0965-35-3313 |
| | 熊本県北部障害者就業・生活支援センター がまだす | (社福)菊愛会 | 861-1331 | 菊池市隈府469-10 総合センターコムサル2階 | 0968-25-1899 |
| | 熊本県有明障害者就業・生活支援センター きずな | (医)信和会 | 865-0064 | 玉名市中46-4 | 0968-71-0071 |
| | 熊本県天草障害者就業・生活支援センター | (社福)弘仁会 | 863-0013 | 天草市今釜新町3667 | 0969-66-9866 |
| 大分県 | 障害者就業・生活支援センター 大分プラザ | (社福)博愛会 | 870-0029 | 大分市高砂町2-50 オアシスひろば21 3階 | 097-514-3300 |
| | 障害者就業・生活支援センター サポートネットすまいる | (社福)大分県社会福祉事業団 | 879-0471 | 宇佐市大字四日市1574-1 | 0978-32-1154 |
| | 障害者就業・生活支援センター はぎの | (社福)大分県社会福祉事業団 | 877-0012 | 日田市淡窓1-68-3 | 0973-24-2451 |
| | 豊肥地区就業・生活支援センター つばさ | (社福)紫雲会 | 879-7111 | 豊後大野市三重町赤嶺1927-1 | 0974-22-0313 |
| | 障害者就業・支援センター たいよう | (社福)太陽の家 | 874-0011 | 別府市大字内竜1393-2 | 0977-66-0080 |
| | 障害者就業・生活支援センター じゃんぷ | (社福)大分県社会福祉事業団 | 876-0831 | 佐伯市大手町3-2-6 | 0972-28-5570 |
| 宮崎県 | みやざき障害者就業・生活支援センター | (社福)宮崎県社会福祉事業団 | 880-0930 | 宮崎市花山手東3-25-2 宮崎市総合福祉保健センター内 | 0985-63-1337 |
| | のべおか障害者就業・生活支援センター | (社福)高和会 | 882-0836 | 延岡市恒富町3-6-5 | 0982-20-5283 |
| | こばやし障害者就業・生活支援センター | (社福)燦燦会 | 886-0008 | 小林市本町32 | 0984-22-2539 |
| | みやこのじょう障害者就業・生活支援センター | (NPO)キャンパスの会 | 885-0071 | 都城市中町1-7 IT産業ビル1階 | 0986-22-9991 |
| | ひゅうが障害者就業・生活支援センター | (社福)浩和会 | 883-0021 | 日向市大字財光寺515-1 | 0982-57-3007 |
| | にちなん障害者就業・生活支援センター | (社福)にちなん会 | 887-0021 | 日南市中央通2-5-10 | 0987-22-2786 |
| | たかなべ障害者就業・生活支援センター | (社福)光陽会 | 884-0002 | 児湯郡高鍋町大字北高鍋1091-1 高鍋電化センタービル1階 | 0983-32-0035 |
| 鹿児島県 | かごしま障害者就業・生活支援センター | (社福)鹿児島県社会福祉事業団 | 899-2503 | 日置市伊集院町妙円寺1-1-1 | 099-272-5756 |
| | おおすみ障害者就業・生活支援センター | (社福)天上会 | 893-0006 | 鹿屋市向江町29-2 鹿屋市社会福祉会館内 | 0994-35-0811 |
| | あいらいさ障害者就業・生活支援センター | (社福)真奉会 | 899-4332 | 霧島市国分中央1-3-9 馬場ビル1階 | 0995-44-7111 |
| | あまみ障害者就業・生活支援センター | (社福)三環舎 | 894-0036 | 奄美市名瀬長浜町5番6号 奄美市社会福祉センター内 | 0997-69-3673 |
| 沖縄県 | 障害者就業・生活支援センター ティーダ&チムチム | (社福)名護学院 | 905-0006 | 名護市宇茂佐943 | 0980-54-8181 |

| 都道府県 | センター名 | 運営法人 | センター郵便番号 | センター所在地 | センター電話番号 |
|------|--------------------------|------------|----------|------------------------|--------------|
| | 中部地区障害者就業・生活支援センター | (社福)新栄会 | 904-0033 | 沖縄市山里2-1-1 | 098-931-1716 |
| | 南部地区障がい者就業・生活支援センター かるにあ | (社福)若竹福祉会 | 901-2102 | 浦添市前田1004-9 2階 | 098-871-3456 |
| | 障害者就業・生活支援センター みやこ | (社福)みやこ福祉会 | 906-0013 | 宮古島市平良字下里1202-8 | 0980-79-0451 |
| | 八重山地区障害者就業・生活支援センター どりいむ | (社福)わしの里 | 907-0002 | 石垣市真栄里97-4 コンフォート真栄里1階 | 0980-87-0761 |

「障害者就業・生活支援センター」におけるモデル事業について

モデル事業の必要性

○ 現行制度の基本的な考え方

就労を希望する者には、できる限り一般就労していただけるよう支援を行う。



特別支援学校卒業者等の就労系サービスの利用にあたっては、まずは就労移行支援を利用(アセスメントのための利用であり、短期間の暫定支給決定で可)し、一般就労が可能かどうか見極めていただいたうえで、それが困難であると認められる場合に、就労継続支援B型を利用することを原則としている。

また、特別支援学校の在学中に暫定支給決定を行い、卒業と同時にB型が利用できるよう推奨してきている。



○ 就労移行支援事業の体制整備の状況

一方で、就労移行支援事業者が無く、アセスメントのできない地域も多く存在。

(平成23年7月に行った調査では、就労移行支援事業によるアセスメントが困難な市町村が62.6% (1,092市町村/ 1,744市町村))

○ 相談支援の強化・充実との関係

相談支援事業所が行うサービス利用計画の作成(就労系)にあたり、アセスメントや評価が必要



○ 障害者就業・生活支援センターにおけるアセスメントの可能性の検証

障害者就業・支援センターは、障害福祉圏域に設置が整いつつある状況。(就労移行支援の無い地域でも機能する可能性)



障害者就業・生活支援センターによる就労系サービスの利用に関するアセスメント及びその後の相談支援事業者との協議等にかかる課題を検討・整理するためモデル事業を実施する。

【全国で10か所:補正予算(都道府県)による年度途中からの実施も可】

モデル事業の実施にあたっての留意事項

① 支援対象者

モデル事業の対象者については、就労系福祉サービス事業の利用を希望する特別支援学校等の在校生や精神科病院の退院予定者等など、企業就労の経験がない者及び長期間企業就労をしていない者とする。

② 支援方法（アセスメントの実施とアセスメントツール）

支援対象者を把握するため、家族や関係機関（特に、職業評価を行う地域障害者職業センター）との連携を図るとともに、情報交換を行い、相談や実習場面への訪問等を実施し、就労系事業に関するアセスメントを行う。アセスメントについては、就労移行のためのチェックリスト等の活用の他、独自のアセスメントツールも使用し、より適切な評価に努める。
なお、原則として就労系サービスの利用にあたってのアセスメントは、就労移行支援事業所が行うことを基本とすることから、適切に就労移行支援事業者によるアセスメントが機能している地域以外を想定して実施するものとする。

③ 評価を行うための提携事業所の確保

地域に就労移行支援事業所やA型事業所が無いなど、評価を行う体制が整っていない場合も考えられることから、必要に応じて評価実施の提携場所として、複数の企業や事業所（同一法人内を含む）を確保する必要がある。

④ 支援期間

アセスメント実施期間については、暫定支給決定期間と同様に、3日～2ヶ月の範囲以内で実施。

⑤ 支援結果の記録と報告

支援結果については、適宜・適切に記録するとともに、モデル事業の結果として厚生労働省に報告し、制度化の際の参考として全国に周知することも前提に、分かり易い記録・報告に努める。

⑥ アセスメント担当職員の配置

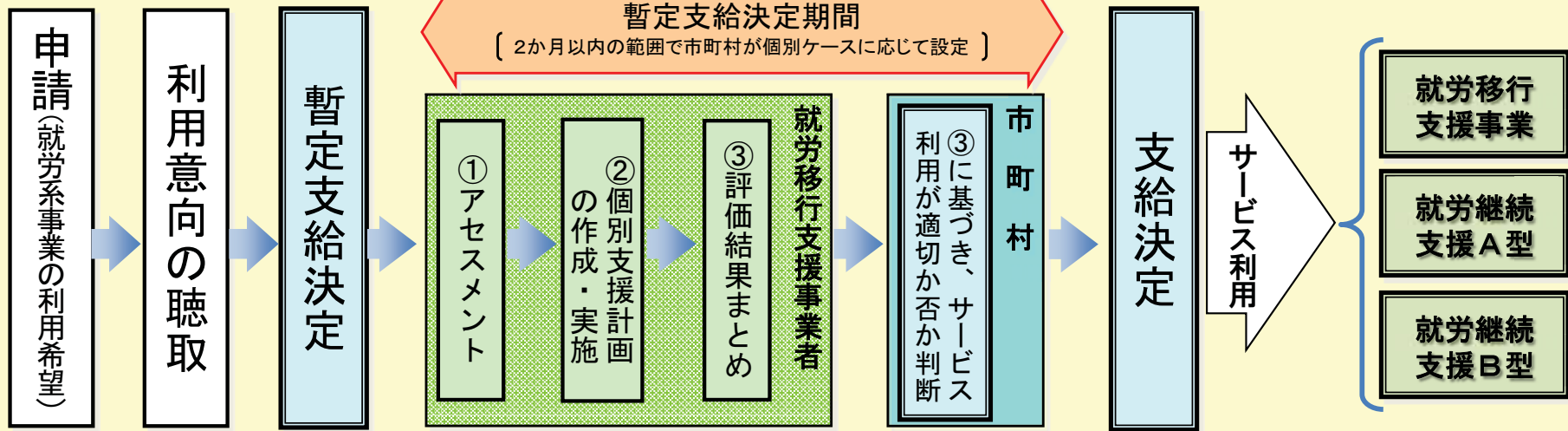
本事業の実施にあたっては、アセスメントを担当する職員1名をセンターに配置する。

⑦ 相談支援事業所との連携

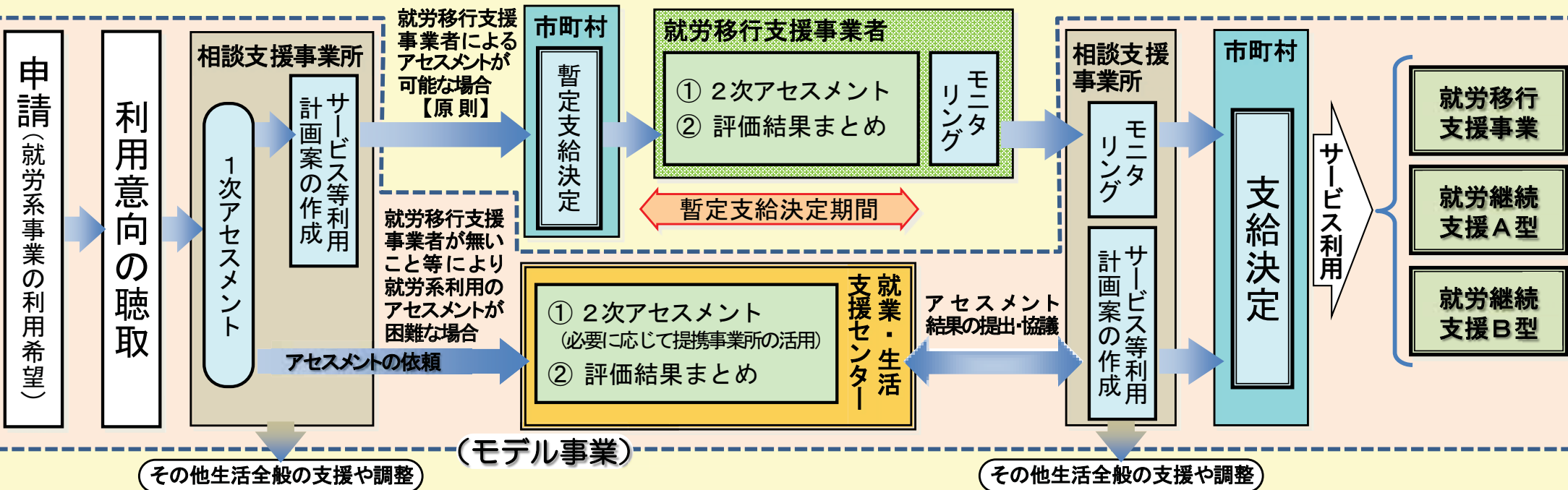
相談支援事業者が行うサービス等利用計画の作成に資するアセスメント結果の提出・協議については、適切な就労系サービスの利用のために行うものであり、アセスメント結果の適切な提供と説明のうえで協議を行い、かかる課題を検討・整理するものとする。
また、障害者就業・生活支援センターの支援により就職した者のフォローアップ（定着支援）にかかる相談支援事業者との連携・役割分担についても、課題の検討・整理を行うものとする。

モデル事業におけるサービス等利用計画策定までの流れ（案）

現行の流れ



モデル事業におけるサービス等利用計画策定までの流れ（案）



平成24年度予算(案)における社会福祉施設整備費の概要

平成23年度予算
10,800,000千円 → 平成24年度予算(案)
11,733,800千円

【要求枠:39億円】

障害児・者の地域移行・地域定着支援や就労支援の充実を図るため、生活介護や就労継続支援等の「日中活動の場」の基盤整備を推進するとともに、グループホーム等の「住まいの場」の整備を推進する。

【要望枠(「日本再生重点化措置」):22億円】

基幹相談支援センターの設置を促進するとともに、児童発達支援センターの地域支援機能の強化や障害児入所施設の小規模グループによる療育など障害児支援の充実を図るための整備を推進する。

【復興事業(仮称)特別会計 復旧・復興枠:45億円】

災害時に、障害福祉サービス事業所や障害児施設等に障害児・者の緊急受入が可能となる設備等を備えた防災拠点等の整備を推進するとともに、障害福祉サービス事業所(通所)の耐震化を図る。

【地域自主戦略交付金(内閣府に計上:11.3億円)】

これまで社会福祉施設等施設整備費補助金の整備対象としてきた大規模修繕等及び保護施設等の整備については、平成24年度から地域自主戦略交付金(一括交付金)により対応する。

※ 大規模修繕等:既存施設の一部改修や介護用リフト等の建物に固定して一体的に整備する工事。

災害時の障害福祉サービス提供体制の整備

復旧・復興枠要望 45億円

- 災害時に、障害福祉サービス事業所や障害児施設等に障害児・者の緊急受け入れができる設備等を備えた防災拠点の整備や震災に備えた通所施設の耐震化整備を促進。

防災拠点スペース等の整備 【14.8億円】

－災害時における障害児・者の避難所の確保－（施設整備）【13.2億円】

- 災害時における障害児・者は、体育館等を活用して設置される通常の避難所では生活スペースを確保することや、福祉サービスの提供を受けることが極めて困難となるため、受け入れ可能なスペースを整備。

24年度整備カ所：74カ所

－障害児・者に配慮した避難所設備の整備－（設備整備）【1.6億円】

- 災害時において、特に発達障害者については、環境の変化への適応が困難であること、また、周囲の様子に想像以上に敏感又は鈍感であるなどの特性があるため、障害特性に応じた備品等を整備。

4,260千円（※）× 74カ所

（※主な整備内容）

・防寒具、毛布、簡易トイレ ・可搬式発電機 ・汚水貯留槽 ・避難用仮設テント ・パーテーション 等

耐震化整備 【30.2億円】

－震災に備えた通所施設の耐震化整備の促進－

- 施設の老朽化が進んでいる中、これまで対象となっていなかった通所施設についても早急に耐震化整備を推進。

24年度整備カ所数：140カ所

構造改革特別区域の第20次提案等に対する政府の対応方針

平成23年10月28日
構造改革特別区域推進本部

構造改革特別区域法第3条第3項に基づき、平成23年6月13日から7月12日までの間、構造改革特別区域（以下「特区」という。）に係る第20次提案の募集を実施し、政府においてそれぞれの提案における規制改革要望について検討を行った。

また、これまでの特区の提案に対する政府の対応方針において「規制所管省庁が今後検討を進める」とされた規制改革事項等についても、政府においてとりまとめを行った。

これらを踏まえ、以下のような対応方針をとることとする。

1. 新たに特区において講じるべき規制の特例措置

新たに特区において講じるべき規制の特例措置は、別表1のとおりである。

2. 全国において実施する規制改革事項

特区として区域を限定するのではなく、全国において実施することが時期、内容ともに明確な規制改革事項は、別表2のとおりである。

3. 規制所管省庁において今後前向きに検討を進める規制改革事項

規制所管省庁において今後前向きに検討を進める規制改革事項は、別表3のとおりである。これらについては、規制所管省庁はその検討内容及び進捗状況について内閣官房に所要の報告を行い、内閣官房は、提案の趣旨を損なわないよう適切にフォローアップしていくものとする。

4. その他

地方公共団体や民間事業者等から提案を受けた事項のうち、今回対象とはならなかったものについては、すべてが特区で講じられる規制の特例措置等としてなじまないものとして整理をしたものではない。今後、地方公共団体や民間事業者等の更なる提案も受けながら、必要に応じて「実現するためにはどうすればいいか。」という方向で、検討を深めていくものとする。

別表1 新たに構造改革特区において講じるべき規制の特例措置

| 番号 | 事項名 | 規制の根拠法令等 | 規制の特例措置の概要 | 所管省庁 |
|-----|-------------------------|---|---|-------|
| 939 | 障害児通所施設における給食の外部搬入方式の容認 | <p>児童福祉施設最低基準(昭和23年厚生省令第63号)第11条</p> <p>児童福祉法に基づく指定知的障害児施設等の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第178号)第28条(第60条、第64条第2項、第80条第3項において準用)</p> | <p>児童福祉施設最低基準第11条の第2項から第5項に定める健全な発育に必要な栄養量の確保や各々の身体的状況や嗜好に配慮するなどの食事を提供する場合の留意点を考慮し、一定の条件を設けた上で、給食の外部搬入について特区として認める。</p> <p>※障害児通所施設:知的障害児通園施設、難聴幼児通園施設、肢体不自由児通園施設</p> | 厚生労働省 |

(注) 規制所管省庁においては、省令の案を作成するに当たっては、構造改革特区における地域特性を含めた法制上の整理を行った上で、上記及び基本方針の別表に即して作成するとともに、内閣官房と所要の調整を行うものとする。

939 児童発達支援センターにおける給食の外部搬入方式の容認事業

1. 特例を設ける趣旨

児童発達支援センターにおける運営の合理化を進める等の観点から、一定の要件を満たす場合、児童発達支援センターにおける給食の外部搬入が可能となるよう、特例を設けるものです。

2. 特例の概要

児童発達支援センターについてその運営の合理化を進める等の観点から、次の要件に該当する場合、児童発達支援センターにおける給食の外部搬入を可能とします。

- (1) 調理室として加熱、保存等のために必要な調理機能を有する設備を設けること
- (2) 障害児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができること
- (3) 社会福祉施設において外部搬入を行う場合の衛生基準に従うとともに、衛生面では保健所との協力の下に行い、また、現行の調理業務の委託・受託に係る基準を遵守すること
- (4) 必要な栄養素量を給与すること。また、食を通じた障害児の健全育成（食育）を図る観点から、食育プログラムに基づき食事を提供するよう努めること

3. 基本方針の記載内容の解説

①「児童発達支援センターについてその運営の合理化を進める等の観点」

例えば、障害児一人当たりにかかる通所支援コストが比較的高い過疎地域等の児童発達支援センターにおいて、公営の給食センター等を活用することにより、児童発達支援センター及び給食センター相互で一体的な運営を行うこと等を想定しています。

②「調理室として加熱、保存等のために必要な調理機能を有する設備を設けること」

加熱、保存及び配膳や離乳食、食物アレルギー及び体調不良児等の対応に支障が生じない程度の設備を想定しています。なお、調理室の必置規制を緩和したものではありません。

③「障害児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができること」

障害児の年齢や発達の段階、それぞれの障害の特性等に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、障害児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができることをいいます。

④「社会福祉施設において外部搬入を行う場合の衛生基準」

この衛生基準とは、「保護施設等における調理業務の委託について（昭和62年3月9日社施第38号）」において準拠されている「病院、診療所等の業務委託について（平成5年2月15日指第14号）」の第4の2の規定を指しています。

⑤「現行の調理業務の委託・受託に係る基準」

この調理業務の委託・受託に係る基準とは、「構造改革特別区域における「障害児施設における調理業務の外部委託事業」について（平成18年3月31日障発第0331011号）」のうち、3（2）中「施設は、業務契約を締結するに当たり、調理業務担当者は、食事の調理のみならず、障害児の障害状況を考慮し、医師等から栄養、食材等の制限について情報を入手し、指導を受けて食材の選定や献立の作成、食事の加工が必要な障害児への対応を行う」部分及び3（3）部分を指しています。

上記を踏まえ、児童発達支援センターの管理者が、衛生面、栄養面等業務上必要な注意を果たしうるような体制及び調理業務受託者との契約内容を確保できるようにしてください。

⑥「必要な栄養素量を給与すること」

児童発達支援センターや他の施設、保健所等の栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士による必要な配慮が行われるようにしてください。

⑦「食育プログラム」

この食育プログラムとは、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生労働省令第63号）第11条第5項の主旨を踏まえ、障害児ごとに策定する通所支援計画の中に、障害児の発育及び発達の過程並びにそれぞれの障害の特性に応じて食に関し配慮すべき事項を定めた食育に関する事項を盛り込むこと等を想定しています。

4. 特区計画及び添付書類の記載に当たって特に留意すべき点

当該特例に関しては、

- ・ 調理室として保存、配膳等のために必要な調理機能を有する設備を設けていることを示すため、調理室の面積、有する設備等
- ・ 障害児の食事の内容・回数・時機に適切に応じることができることを示すため、食事の提供体制等

について、それぞれ特区計画に具体的に記載していただきたいと考えております。

5. 当該特例に関して特に必要な添付書類

調理室の写真、図面等を添付していただきたいと考えております。

短期入所の事業形態について

| 事業所の種類 | 事業所の形態 | 人員基準 | | 設備基準 |
|----------|---|--|---|---|
| 併設事業所 | 障害者支援施設等（※1）と一体的な運営を行う事業所 | 従業者…当該施設の利用者数及び短期入所の利用者数の合計数を当該施設の利用者数とみなした上で、当該施設として必要とされる数以上 | | サービス提供に支障がない場合には、当該施設の設備を短期入所の事業の用に供することができる。（居室については当該短期入所について別に設けること。） |
| 空床利用型事業所 | 障害者支援施設等（※1）であって、その全部又は一部が入所者に利用されていない居室を利用した運営を行う事業所 | 管理者…常勤で、かつ、原則として管理業務に従事するもの（支障がない場合は兼務可） | | 当該施設として必要とされる設備を有することで足りる。 |
| 単独型事業所 | 併設型事業所又は空床利用型事業所以外の指定短期入所事業所 | 従事者 | 6：1以上 ※ 指定生活介護等（※2）で行う場合は、指定生活介護等のサービス提供時間帯は、当該事業所の利用者数及び短期入所の利用者数の合計数を当該事業所の利用者数とみなした上で、当該事業所として必要とされる数以上 | 居室…1の居室の定員は4人以下、地階は設けてはならない、1人当たりの床面積は8平方メートル以上、寝台を備える、ブザーを設ける 食堂…支障がない広さ、必要な備品を備える 浴室…利用者の特性に応じたもの 洗面所・便所…居室のある階ごと、利用者の特性に応じたもの |
| | | 管理者…常勤で、かつ、原則として管理業務に従事するもの（支障がない場合は兼務可） | | |

※1 障害者支援施設その他の厚生労働省令で定める施設

→ 障害者支援施設、児童福祉施設その他の入浴、排せつ及び食事の介護その他の必要な支援を適切に行うことができる施設

※平成24年度から指定共同生活介護事業所（ケアホーム）、指定共同生活援助事業所（グループホーム）、指定宿泊型自立訓練事業所を追加（これらの事業所については、単独型の指定を受けることも可）

※2 指定生活介護等

→ 指定生活介護事業所、指定児童デイサービス事業所、指定共同生活介護事業所、指定自立訓練（機能訓練）事業所、指定自立訓練（生活訓練）事業所（指定宿泊型自立訓練事業所を含む）、就労移行支援事業所、就労継続支援A型事業所、就労継続支援B型事業所、指定共同生活援助事業所、指定知的障害児施設等

短期入所の報酬区分について

| 報酬の区分 | | 対象者 | サービス提供時間 | 実施主体 | 平成24年度からの変更点 |
|----------------------|-----|------------|----------|---------------------|--------------|
| イ 福祉型短期入所サービス費 | (Ⅰ) | 障害者 | 1日 | (法人であること) | |
| | (Ⅱ) | 障害者 | 夜間のみ(注1) | (法人であること) | |
| | (Ⅲ) | 障害児 | 1日 | (法人であること) | |
| | (Ⅳ) | 障害児 | 夜間のみ(注1) | (法人であること) | |
| ロ 医療型短期入所サービス費(注2) | (Ⅰ) | 重症心身障害児・者等 | 1日 | 病院(看護体制7:1等の要件あり) | |
| | (Ⅱ) | 重症心身障害児・者等 | 1日 | 病院、有床診療所、老健施設 | |
| | (Ⅲ) | 遷延性意識障害者等 | 1日 | 病院、有床診療所、老健施設 | |
| ハ 医療型特定短期入所サービス費(注2) | (Ⅰ) | 重症心身障害児・者等 | 日中のみ | 病院(看護体制7:1等の要件あり) | |
| | (Ⅱ) | 重症心身障害児・者等 | 日中のみ | 病院、有床診療所、無床診療所、老健施設 | 無床診療所を対象に追加 |
| | (Ⅲ) | 遷延性意識障害者等 | 日中のみ | 病院、有床診療所、無床診療所、老健施設 | 無床診療所を対象に追加 |
| | (Ⅳ) | 重症心身障害児・者等 | 夜間のみ(注1) | 病院(看護体制7:1等の要件あり) | 新設 |
| | (Ⅴ) | 重症心身障害児・者等 | 夜間のみ(注1) | 病院、有床診療所、老健施設 | 新設 |
| | (Ⅵ) | 遷延性意識障害者等 | 夜間のみ(注1) | 病院、有床診療所、老健施設 | 新設 |

注1 利用者が日中活動サービスを利用した日に短期入所を行う場合(日中活動サービスの報酬と併せて算定可能)

注2 医療型については、24年度から法人格がない病院、診療所も事業者指定の対象となる(障害者自立支援法施行規則の改正)。

短期入所を行う場合の要件緩和(空床等の利用)

宿泊型自立訓練、グループホーム、ケアホームにおいても、必要な人員を配置した場合には、併設事業所又は空床利用型事業所として、**既存の設備や空床・空室を活用して短期入所の事業が実施できるよう、現行基準を見直す。**

【参考1】 併設事業所・空床利用型事業所として短期入所事業を実施する場合の人員配置基準

| 宿泊型自立訓練等のサービス提供時間帯 | | 左記以外の時間帯 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--|------------------------|------------------------|----|----|----|----|----|----|----------------------------------|----|------------------------------------|----|----|----|----|---|---|---|----------------------------------|---|---|---|---|
| 宿泊型自立訓練等の利用者数及び短期入所の利用者数の合計数を当該事業所の利用者数とみなした場合において、当該事業所における生活支援員又はこれに準ずる従業者として必要とされる数以上 | | 生活支援員又はこれに準ずる従業者 6:1以上 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 時間帯 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 10 | 11 | 12 | 13 | 14 | 15 | 16 | 17 | 18 | 19 | 20 | 21 | 22 | 23 | 24 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 |
| グループホーム ケアホーム 宿泊型自立訓練 | サービス提供時間外 | | | | | | | | サービス提供時間帯 | | サービス提供時間外 | | | | | | | | サービス提供時間帯 | | | | |
| 短期入所の人員配置基準(併設又は空床利用型事業所) | 生活支援員又はこれに準ずる従業者 6:1以上 | | | | | | | | 短期入所の利用者を当該事業所の利用者とみなした場合に必要な数以上 | | 生活支援員又はこれに準ずる従業者 6:1以上(運用上、宿直可(※)) | | | | | | | | 短期入所の利用者を当該事業所の利用者とみなした場合に必要な数以上 | | | | |

※ 本体事業所以外の施設等における夜勤・宿直職員等であって、別途の報酬により評価される職務に従事している職員との兼務は不可。

【参考2】 併設事業所・空床利用型事業所として短期入所事業を実施する場合の設備基準

併設事業所として実施する場合

- 併設事業所及び併設本体事業所の効率的運営が可能であり、かつ、当該併設本体事業所の利用者の支援に支障がないときは、当該本体事業所の設備(居室を除く。)を指定短期入所事業の用に供することができるものとする。

空床利用型事業所として実施する場合

- 宿泊型自立訓練等として必要とされる設備を有することで足りるものとする。